

第2部

出入国在留管理行政に係る主要な施策等

- 第1章 送還忌避・長期収容問題を解決するための入管法改正
- 第2章 出入国在留管理庁におけるウクライナ避難民への対応
- 第3章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施
- 第4章 外国人材の受入れと出入国在留管理行政
- 第5章 技能実習制度・特定技能制度
- 第6章 外国人との共生社会の実現に向けた取組
- 第7章 不法滞在・偽装滞在者への対策等
- 第8章 難民の適正な保護の推進
- 第9章 国際社会及び国際情勢への対応
- 第10章 広報活動
- 第11章 組織・体制
- 第12章 予算等

第1章 送還忌避・長期収容問題を解決するための入管法改正

1 成立までの経緯

2023年6月9日、第211回国会において、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号。以下「本改正法」という。）が成立し、同月16日、公布された。

現行入管法の下において生じている送還忌避及び収容の長期化の解決は、出入国在留管理行政における喫緊の課題であったことから、2019年10月、法務大臣の私的懇談会である第7次出入国管理政策懇談会の下に「収容・送還に関する専門部会」が設置され、現行法下における退去強制手続の在り方について議論・検討がなされた。

その結果は、「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」として取りまとめられ、2020年7月14日に法務大臣に対して提出された。これを踏まえ、2021年2月19日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案が閣議決定され、第204回国会に提出された。しかし、その審議入り前である同年3月に名古屋出入国在留管理局において被収容者が死亡する事案が発生したことなどから、同法案は、成立に至らず、同年10月、衆議院解散に伴い廃案となった。

その後、法案審議での指摘などを踏まえ、より適正な運用が可能な制度とするため、必要な修正を行った上で、2023年3月7日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案が閣議決定され、第211回国会に提出された。その後、衆議院における与野党間の修正協議により、一部条文修正が行われるなどし、前記のとおり、成立・公布された。

本改正法は、現行法の課題を一体的に解決するとともに、日本人と外国人が互いに信頼し、尊重し合う共生社会を実現するための基盤を整備するものであり、退去強制手続に関する規定の改正は、出入国管理令として制定された1951年以来初めてである。

2 現行法の課題

現行入管法下では、退去強制令書が発付され、我が国からの退去が行政的に確定した者であっても、難民認定申請中は、その理由及び回数を問わず、一律に送還が停止される（送還停止効）こととされているため、送還を回避する手段として、同申請を濫用する者が存在し、退去を拒む送還忌避者の迅速・確実な送還が困難になっている。

また、退去強制令書の発付を受けた者を速やかに送還できないときは、送還可能なときまで原則収容することとされているため、このような送還忌避問題を主たる原因として、収容の長期化等の収容を巡る諸問題が発生している。

さらに、紛争避難民など、真に保護を必要とする者を確実に保護する制度が十分でないという課題がある。すなわち、現行法下では、難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）の適用を受ける難民に該当しないが、人道上保護を必要とする者については、法務大臣の裁量により保護しているところ、真に保護を必要とする者をより確実に保護する制度の創設も現行入管法下の課題となっていた。

3 本改正法の概要

(1) 基本的な考え方

前記のような課題を踏まえ、本改正法は、①保護すべき者を確実に保護し、②その上で在留が認められない者については迅速に送還を可能とする、③不必要な収容を防止し、収容する場合であっても適正な処遇を実施するというコンセプトの下、様々な方策を組み合わせ、パッケージとして、こうした現行入管法下の課題を一体的に解決し、外国人の人権を尊重しつつ、適切な出入国在留管理を実現しようとするものである。

(2) 保護すべき者の確実な保護

保護すべき者を確実に保護するため、本改正法においては、補完的保護対象者の認定制度の創設、在留特別許可制度の適正化の措置などを講じている。

ア 補完的保護対象者の認定制度は、紛争避難民など、難民条約上の難民以外の者で、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由であること以外の要件を満たすものを補完的保護対象者とし、認定された者には、原則として定住者の在留資格を付与するなど、安定した在留資格を付与し、かつ、制度的な裏付けのある支援を実現しようとするものである。

イ 在留特別許可制度の適正化として、申請手続を創設するとともに考慮事情を明示し、在留特別許可と難民認定手続の分離等の措置を講じている。

このような規定の整備により、一層的確に在留特別許可の判断を行うことが可能となるだけでなく、在留特別許可目的の難民認定申請が減少するなど、難民認定手続の適正化にも資するものと考えている。

(3) 送還忌避問題の解決

送還忌避問題の解決のため、本改正法においては、送還停止効の例外規定の創設、罰則付きの退去等命令制度等の創設、自発的な帰国を促すための措置を講じている。

ア 現行法上、難民認定申請中は、申請の回数や理由等を問わず、一律に送還が停止することから、既に多数回不認定となっている者、重大犯罪の前科がある者、テロリスト等であっても、難民認定申請しさえすれば送還を免れることができるため、3回目以降の難民等認定申請者(申請に際し、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出した者を除く。)、3年以上の実刑に処された者又はテロリスト等について、送還停止効の例外とすることとした。

イ 退去を拒む自国民を受け取らない国を送還先とする者、航空機内で暴れるなどの送還妨害行為をしたことがあり、再び送還に際して同様の行為に及ぶおそれがある者など、現行法上、退去強制を完遂する手段が十分でない者に限って、間接的に送還に応じることを促すため、罰則付きの退去の命令制度を創設した。

また、送還が困難な国の中には、送還の対象となる外国人本人が旅券の発給を申請しなければ、旅券の発給に長期間を要する国が存在しており、迅速かつ円滑な送還の支障となっていることから、罰則付きの旅券発給申請等の命令制度も創設している。

ウ さらに、自発的な帰国を促すための措置として、出国命令の対象の拡大、自費出国の許可を受けた者について上陸拒否期間の短縮を可能とする措置を講じている。

現行法上、出国命令の対象となる者は、帰国を希望して自ら出頭した者に限定されているが、摘発等された者であっても速やかに本邦から出国する場合には、要件を満たす限り出国命令の対象とし、短期滞在の在留資格で再上陸する場合を除き、上陸拒否期間を1年としている。

また、退去強制令書が発付された者であっても、自費出国の許可を受けた場合には、その者の素行、退去強制の理由となった事実等を総合的に考慮して相当と認めるときには、上陸拒否期間を1年に短縮できることとしている。

(4) 収容を巡る諸問題の解決

本改正法においては、長期収容等の収容を巡る諸問題を解決するため、収容せずに退去強制手続を進めることを可能とする監理措置の創設、仮放免の在り方の見直し、適正な処遇の実施のための規定の整備をしている。

ア 退去強制手続の対象となる者は、全て収容の対象とすることを前提とする現行法の仕組みを改め、本改正法においては、監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める監理措置を創設している。

個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容するか監理措置に付すかを判断することとなる。他方、保証金は、逃亡等の防止に必要な場合に限り納付する仕組みとしている。また、一旦収容した場合でも不必要な収容を回避するため、3か月ごとの収容の要否の必要性的な見直しを行うこととしている。

逃亡等を防止するための措置として、本人に届出義務、監理人に届出及び報告義務（出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保のために必要がある場合に限り、主任審査官が求めた事項を報告すれば可）を課し、逃亡等に対する罰則を整備した。

イ また、仮放免については、監理措置の創設に伴い、健康上の理由等による一時的な収容解除制度であることを明確化し、保証金の納付は不要とした上で、逃亡等に対する罰則を整備した。健康上の理由による仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断するよう努める義務を規定するなどの措置を講じている。

ウ さらに、適正な処遇を実施するため、例えば、常勤医師の兼業禁止の緩和、強制治療に関する規定の整備、制止等の要件、3か月ごとの健康診断の実施等に関する規定を整備し、被収容者の権利、義務に関する規定を明記している。

(5) その他の施策

その他、本改正法においては、違反調査に当たってのデジタル証拠の収集手段の拡充や16歳未満の外国人に関する在留カード等の有効期間の見直しなども行った。

(6) 衆議院における修正

国会における審議の過程で、衆議院において、難民等の認定申請をした外国人に対する質問における心身の状況等への適切な配慮、難民等の認定を適正に行うための国際情勢に関する情報収集や難民調査官の育成、監理措置に係る判断の適正等の確保に関する規定が追加された。

第2章 出入国在留管理庁における ウクライナ避難民への対応

第1節 ウクライナ避難民の受入れ

2022年2月、ロシアがウクライナに侵攻したことに伴い、ウクライナから多数の避難民が周辺国に避難を強いられた。このような情勢の下、同年3月2日、総理大臣がウクライナから第三国に避難した方々の、我が国への受入れを今後進めていくことを表明した。

同年3月16日、ウクライナから来日する避難民に対する支援を適時・適切に行うため、官房長官を議長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」が設置された。また、この会議を司令塔として、その下に設置されたウクライナ避難民の対応に関するタスクフォースでは、関係省庁が連携して避難民の方々が安心して日本に滞在できるよう、ウクライナ避難民と受入先のマッチングなど、支援の運用の在り方を議論・調整していくこととし、こうした支援を実施していくため、ウクライナ避難民受入支援事業に係る経費として同年3月25日に約5億2千万円、同年6月28日に約19億円の予備費の使用が閣議決定された。

さらに、同年4月1日から5日間の日程で、当時約260万人ものウクライナ避難民を受け入れ、積極的な支援を行っていたポーランドにおいて現地のニーズを的確に把握するため、外務大臣及び法務副大臣が同国に赴き、ポーランド政府要人との会談や、現地の避難民受入状況の視察等を行うとともに、帰国時にはウクライナ避難民20名が政府専用機に搭乗し、来日した。

その後も、人道的観点から、日本への避難を切に希望しているものの、自力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ避難民の方々に対し、商用機の座席を一定数確保する形で、来日するための渡航支援を行った。

第2節 ウクライナ避難民への支援

1 相談対応窓口の拡充や各官署におけるウクライナ避難民受入支援担当の配置

外国人在留支援センターの「F R E S Cヘルプデスク」では、今般のウクライナ情勢を受けたウクライナ避難民に関する電話相談にも応じていたところ、2022年6月1日に、同相談専用の窓口として「ウクライナ避難民ヘルプデスク」を設置し、土日祝日を含めた相談対応を開始した。同ヘルプデスクでは、ウクライナ語、ロシア語、英語及び日本語に対応している。

また、地方出入国在留管理局、支局、出張所においてもウクライナ避難民や地方自治体などからの相談等に対応できるよう、「ウクライナ避難民受入支援担当」を配置した。

2 行政サービス等を受けるための迅速な在留資格の変更等

本邦に在留するウクライナ人から、ウクライナ情勢を理由に本邦への在留を希望する場合や避難を目的として本邦に「短期滞在」の在留資格で入国したウクライナ避難民が本邦への滞在を希望する場合の在留資格変更許可申請について、在留資格「特定活動」への変更を迅速に許可することにより、速やかにウクライナ避難民が在留カードの交付を受け、住民登録をした上で、地方自治体による行政サービス等の提供を受けることを可能とした。

また、ウクライナ情勢が改善していないと認められる間は、申請があれば、在留期間の更新も認めることとした。

3 ウクライナ避難民であることの証明書の発行

ウクライナ避難民が地方自治体等から支援を受けたり、行政手続を行うときや金融機関で口座を開設するとき等に在留カード等の本人確認書類とあわせて提示することにより、手続を円滑に進められるよう、当庁からウクライナ避難民に対して証明書を発行した。

証明書番号 000000000000

見本

ウクライナ避難民であることの証明書
Посвідчення переміщеної особи України

氏名 XX
Прізвище/Ім'я
国籍・地域 XX
Національність/Країна 0000年00月00日生
Дата народження (Рік/місяць/день)
入国年月日 0000年00月00日
Дата в'їзду на територію Японії
身分証明書番号 00000000000000000000
Номер посвідчення особи

上記の者は、ウクライナ避難民として日本政府が受け入れた者であることを証明します。
Це посвідчення свідчить, що вказана особа є особою, прийнятою урядом Японії як переміщена особа України.

0000年00月00日
Рік Місяць День

出入国在留管理庁長官
Директор Міграційної Служби Японії

出入国在留管理庁長官之印

ウクライナ避難民であることの証明書（日本語）

4 ウクライナ避難民支援サイトの開設

ウクライナ避難民が日本の企業等から支援の申出があった物資（洋服、家具、食料、通信機器等）やサービス（通訳、送迎、行政手続援助、メンタルケア等）の提供を受けられるよう、2022年5月9日、「ウクライナ避難民支援サイト」を開設した。

5 ウクライナ避難民や地方自治体への情報提供

当庁からウクライナ避難民に対して、累次にわたりウクライナ語に翻訳した案内文書を送付し、相談窓口、各種行政手続、日本語教育、就労支援等に関する情報提供を行ったほか、地方自治体にもウクライナ避難民への支援や情報提供の内容を周知した。

また、2022年5月14日には「ウクライナ避難民情報登録サイト」を開設し、国や地方自治体などの支援情報を迅速に提供した。

To persons who have come to Japan from Ukraine because their lives are in danger

出入国在留管理庁 Foreign Resident Support Center
Immigration Service Agency of Japan

Language: English 日本語 Ukrainian українська

Evacuee Contact Information Registration Form

To persons who have come to Japan from Ukraine because their lives are in danger

The EA sends helpful information to everyone via email. Therefore, please tell us your email address.

Please enter your email address for verification purposes.
An application link will be sent to the entered email address, or please access the link to finish providing information.
* Please separately register any additional email addresses.

email@domain.com Send

* Please use the above form for email address verification.
* The link expires after one hour.
* If you have set up domain-specific reception, please ensure that email can be received from the following domain: @fresc.com

ウクライナ避難民情報登録サイト

6 身元引受先のない避難民への支援

本邦に身元引受先のないウクライナ避難民に対しては、当面の居住先として国が借り上げた一時滞在施設を提供した上で、生活費、医療費などを支援しているほか、日本語教室、警察による防犯講習会、労働局による就労支援説明会を実施した。

また、避難民の個々のニーズを踏まえ、支援の申出のあった地方自治体や民間団体とのマッチングを行っている。

第3章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施

観光立国の実現に貢献するため、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人に対しては、円滑な入国審査の実施に努める一方で、安心して外国人と共生できる社会の実現のため、テロリストや不法就労等を企図する外国人に対しては、厳格な入国審査を実施し、その入国を確実に阻止する必要がある。2019年の訪日外国人旅行者数は3,188万人に達し、過去最高を記録したところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年以降、訪日外国人旅行者数は大幅に減少していたが、2023年現在、増加傾向に転じている。

第1節 新型コロナウイルス感染症への対応

1 水際対策

2019年12月以降、感染が国際的に広がった新型コロナウイルス感染症に関し、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、政府全体として水際対策を講じてきた。

出入国在留管理庁においては、2020年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、上陸の申請日前14日以内に新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等がある地域（以下「上陸拒否対象地域」という。）に滞在歴がある外国人について、入管法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとしてきたが、2022年4月8日以降、現地の感染状況等を踏まえて、段階的に上陸拒否対象地域の指定を解除し、同年9月4日、全ての上陸拒否対象地域について、指定を解除した。

また、従前より、日本人、外国人を問わず、本邦に到着した旅客が入国審査ブースにおいて体調不良等を訴えた場合には、再度検疫手続に戻って症状について相談するよう案内するなど検疫手続に協力してきたところ、このような従前からの協力に加え、検疫所との連携を一層強化し、上陸拒否の対象地域での滞在歴を厚生労働省検疫所と出入国在留管理庁で二重にチェックする体制を構築するなど、関係機関とも緊密に連携し、適切な水際対策を講じた。

2 在留諸申請

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本国等への帰国が困難となっていた外国人に対して、在留を認める等の特例措置を講じてきたが、国内外における感染状況や本邦からの外国人出国者数が増加している状況等を踏まえて、2022年5月31日付けで当該措置を見直し、同日以降順次、帰国困難を理由とする在留許可は今後認められないこととする等、帰国に向けた措置を実施することとした。

また、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）の有効期間内に日本へ再入国することができなかった外国人に対して講じていた特例措置について、2022年10月11日に水際措置が緩和されたことに伴い、同措置に係る申請期限の終期を定めた。

トピックス 入管施設における新型コロナウイルス感染症対策

2020年4月17日、入管施設の特徴を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドラインを作成するため、法務省危機管理専門家会議の下に、法務大臣政務官を座長とし、医師や弁護士といった有識者等から成る入管施設感染防止タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）の設置が、法務大臣により決定されました。

2020年5月1日、タスクフォースは、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定し、出入国在留管理庁ではマニュアルに基づき統一的な新型コロナウイルス感染症対策をとることとなりました。

マニュアル策定後、入管施設における集団感染事案の発生や新型コロナウイルス感染症の変異株の置き換わりに伴う感染急拡大等に対応するため、計5回マニュアルの改訂を行い、職員が一丸となって感染拡大防止に努めました。

2023年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことを受け、マニュアルの廃止が決定され、タスクフォースについても廃止されることとなりました。

今後の感染症対策については、マニュアルを執務の参考としつつ、各出入国在留管理官署及び地域の感染状況等を勘案した上で、実情に応じた対応をとることとされました。



入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

第2節 観光立国実現に向けた取組

1 バイオカート

上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にするため、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得するための機器、通称「バイオカート」を、2016年10月から、特に審査待ち時間短縮効果が高いと思われる関西空港、高松空港及び那覇空港に導入した。その後、2017年4月から2020年1月にかけて、成田空港等20空港に導入し、円滑な審査の一層の推進を図っている。

「観光ビジョン実現プログラム2020」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2020）（令和2年7月観光立国推進閣僚会議決定）においては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策として、空港における入国審査待ち時間については20分以内を目指すとしているところ、審査待ち時間短縮方策の1つとして、バイオカートが活用されている。



バイオカート

バイオカート紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00110.html)

2 自動化ゲート

(1) 自動化ゲートの利用促進

事前に利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件（再入国許可を受けていること等）に該当する外国人については、自動化ゲートを利用することにより、一般の入出国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく出入国手続を受けることを可能とし、円滑かつ厳格な審査の一層の推進を図っている。自動化ゲートは、2007年11月に成田空港に設置された後、2009年9月から2010年10月にかけて、中部空港、関西空港及び羽田空港にも設置されている。



自動化ゲート

(2) トラストイド・トラベラー・プログラム

トラストイド・トラベラー・プログラム（TTP）は、「短期滞在」の在留資格で活動を行うおうとする者のうち、ビジネスマン等の一定の要件を満たす「信頼できる渡航者（トラストイド・トラベラー）」に、「特定登録者カード」を交付し、自動化ゲートの利用を可能とする制度であり、2016年11月1日に運用が開始された。

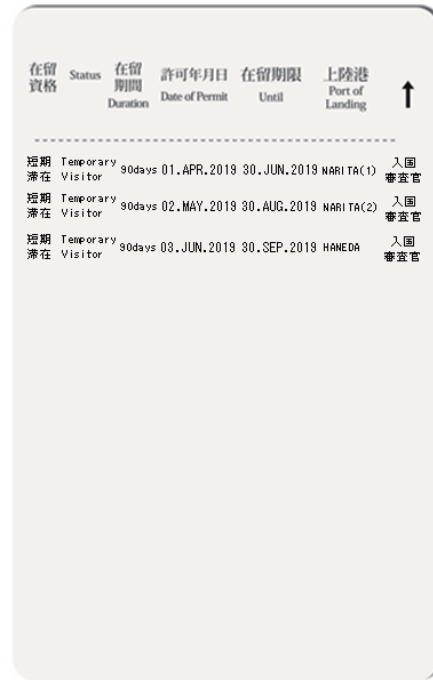
2020年3月16日には、TTPの登録要件を緩和するとともに、登録対象を十分な資力信用を有する観光客や、TTP登録者の家族（配偶者及び未成年未婚の子）まで拡大した。

なお、日米二国間渡航円滑化イニシアチブに基づき、米国のグローバル・エントリー・プログラム（GEP）に登録をしていることを前提に、TTPの利用希望者登録を申請する米国人については、要件の一部が免除となる。

また、登録申請数はTTPの対象が拡大した直後にコロナ禍に突入した経緯もあり、入国制限が撤廃されて以降、増加傾向にある。



特定登録者カード表面



特定登録者カード裏面

3 顔認証ゲート

(1) 日本人の出帰国手続における顔認証ゲートの導入

観光立国推進のため、更なる出入国審査の迅速化が求められていることから、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続を合理化し、より多くの入国審査官を外国人の審査に充てることにより、厳格な審査を維持しつつ、更なる円滑化を図ることとしている。

顔認証技術の活用にあたっては、実証実験を行い、所要の検討を行った上で、2017年10月18日、羽田空港に顔認証ゲートを先行導入し、日本人の帰国手続において運用を開始した。その後、2018年度から2020年度にかけて、新千歳空港、成田空港、中部空港、関西空港、福岡空港及び那覇空港に顔認証ゲートを導入し、日本人の出帰国手続において運用している。



顔認証ゲートの利用風景

顔認証ゲート紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00168.html)

(2) 外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大

「観光ビジョン実現プログラム2016」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016）（平成28年5月観光立国推進閣僚会議決定）において、我が国の空港における出国手続に要する時間を短縮するため、外国人の出国手続において自動化ゲートの利用を拡大するとされた。日本人の出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用することとし、2019年7月24日、羽田空港を皮切りに、上記（1）の7空港において順次運用を開始している。

4 外国人入国記録（EDカード）の電子化

我が国に入国する外国人は、入国審査を受ける際に外国人入国記録（EDカード）を入国審査官に提出してきたところ、外国人の利便性向上を図る観点から2021年12月20日から成田空港等の主要6空港において外国人入国記録（EDカード）を電子的に提出することを可能とした。2022年以降、新型コロナウイルス感染症の影響で運航が停止されていた国際線の再開に合わせて順次対応空港を拡大している。

EDカード紹介ページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/translation.html>)

5 プレクリアランスの試行実施

2023年1月18日から同月31日にかけて、台湾桃園国際空港においてプレクリアランスを試行的に実施した。

プレクリアランスとは、観光客等を対象に出発空港での待ち時間を利用して入国手続の一部を実施し、到着空港における入国審査を迅速化する取組みである。台湾においては2005年4月から2007年10月までの間、定期的の実施していたが、2007年11月から我が国における個人識別情報（指紋・顔写真）の提供が義務化された流れを受け、一時休止の状態にあった。

10年以上の休止期間を経ていることから、関係機関や民間企業等の非常に多くの関係者と綿密な調整を重ねて実施に至った。台湾における新型コロナウイルス感染症に係る規制が緩和されて初の春節（旧正月）期間中での実施ということもあり、日本に到着後手続を待つのではなく、台湾で搭乗を待っている間に手続ができる点等について大いに歓迎され、多くの観光客がプレクリアランスを利用した。

6 クルーズ船の乗客への対応

近年、我が国に寄港するクルーズ船の増加、大型化が顕著であるところ、クルーズ船を招致する自治体などから、寄港地での限られた停泊時間内に乗客が十分に観光等を行えるよう、到着後の手続の迅速化が求められており、出入国在留管理庁においては、出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める船舶観光上陸許可制度の運用を行うとともに、審査機器の利用及び全国規模での審査要員の応援などにより、円滑な審査の実施に努めてきた。一方で、クルーズ船各社への指導を強化するなどしているほか、船籍国の同意を得て、公海上のクルーズ船内での臨船審査の実施などにより厳格な審査も行っている。なお、2017年の船舶観光上陸許可数は約245万人であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により我が国に寄港するクルーズ船が減少したことから、2020年の船舶観光上陸許可数は約12万人にとどまった。同年3月以降、クルーズ船の運航休止が続いたため、2021年、2022年に船舶観光上陸許可を受けた者はいなかったが、2023年3月から国際クルーズ船の運航が本格的に再開されている。



クルーズ船の一例



クルーズ船における上陸審査の様子

7 審査待ち時間の計測方法の見直しと審査待ち時間の公表^(注)

訪日外国人旅行者にとっては、入国審査待ち時間が我が国での滞在時間に影響を与えるため、大きな関心事項であることなどを考慮し、2017年1月、出入国在留管理庁が保有する電子的データ等を活用した計測方法へ見直しを図った。これにより、各空港（ターミナル・審査場別）ごとの「入国審査待ち時間20分以内の達成率」及び「最長入国審査待ち時間・発生時刻」を計測することが可能となり、日々の計測結果を月単位でとりまとめた上で、出入国在留管理庁ホームページに毎月1回公表することとした。

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00117.html)

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4月以降は、入国審査待ち時間の計測を見合わせていたが、2023年6月分から、7大空港に限り再開している。

第3節 水際対策の強化

1 情報を活用した出入国審査

(1) 個人識別情報を活用した入国審査の実施

2007年11月から、我が国に上陸しようとする外国人には、個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供が義務付けられている。これにより、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び出入国在留管理庁が保有する要注意人物リストとの照合をより正確かつ迅速に行うことが可能となったほか、過去に退去強制歴がありながら偽変造旅券や他人名義旅券を利用して繰り返し不法入国しようとする者についても、当庁が保有する被退去強制者の指紋及び顔画像と照合することにより、確実に発見できるようになった。

また、2016年10月から、テロリスト等を上陸審査時に確実に発見するため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。個人識別情報の活用による被退去命令者及び被退去強制者数は、入国審査における同情報の活用開始から2022年12月末までの累計で1万1,609人となっている。

他方、過去の退去強制歴が発覚するのを避けるため、自己の指紋を傷ついたり手術を受けたりするなどして指紋を偽装し、又はこうした手口により偽造旅券を行使して不法入国したと見られる事案が発生している。そのような偽装指紋事案については、より適正に対応するため、機器の改修等により偽装指紋の看破に努めているほか、出入国在留管理庁が退去強制手続を執るだけでなく、刑事処分を含め厳格に対処する必要があることから、警察等捜査機関へ告発・通報を行っている。

加えて、2021年3月26日から出国時に出国確認を受ける者と当庁が保有する出国確認留保対象者の顔画像との照合を実施している。



個人識別情報を活用した入国審査風景

(2) API及びPNRを活用した入国審査

テロリスト等要注意人物の入国を防ぐため、2005年1月、航空会社から旅客の身分事項等に関する情報（事前旅客情報（API））を電子データとして提供を受け、要注意人物に係るデータベースと自動的に照合する事前旅客情報システム（APIS）を導入した。

そして、2007年2月には、本邦に入る全ての船舶及び航空機の長に対しAPIの報告が義務付けられることになり、特に航空機については、提出の利便性等から、APIS経由で提出を行うものが飛躍的に増加した。その結果、出入国在留管理上の要注意人物の到着に係る情報を事前に把握することが可能となり、より効果的、効率的な水際対策を実施できることとなった。また、2020年7月からは、入港する船舶のAPIについてもAPISを運用しており、一層厳格な入国審査を実現している。

なお、APISについては、2021年6月のシステム刷新により、「事前審査システム」に名称が変更された。

また、外国人入国者が大幅に増加する中、出入国在留管理上の要注意人物の入国を水際で確実に阻止するため、2015年1月から航空会社に対して乗客予約記録（PNR）の報告を求めている。さらに、2016年1月からは、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）経由でPNRの電子的な受領を開始し、入国審査に活用している。

なお、API及びPNRの報告については、電子化の推進による情報の効率的な分析・活用を図るため、2021年6月からNACCS経由での電子的な報告を義務化している。

2 情報収集・分析の強化

近年、世界各地でテロが続発している中、テロリスト等の入国を確実に阻止するため、出入国在留管理庁には一層厳格な水際対策が求められている。

その一方で、観光立国推進に向けた円滑な入国審査とテロの未然防止を含む厳格な入国管理を高度な次元で両立させることが必要である。

出入国在留管理庁においては、情報収集及び分析を専門とする部署が中核となって、国内外の関係機関との情報共有を推進している。具体的には、国際的なテロリストの情報等、各種情報を収集し、APIやPNRを含めた出入国在留管理庁保有の情報と合わせて、人工知能（AI）を活用するなど高度な分析を行い、その結果を空港等の地方出入国在留管理官署で活用することにより円滑かつ厳格な水際対策を実施している。

第4章 外国人材の受入れと出入国在留管理行政

第1節 高度外国人材の受入れの推進

1 高度外国人材に対するポイント制による優遇制度の概要

我が国は、高度外国人材に対するポイント制による出入国在留管理上の優遇措置（以下「高度人材ポイント制」という。）を2012年5月から導入し、高度外国人材の受入れを促進している。高度人材ポイント制とは、我が国の経済成長等に貢献することが期待されている高度な能力や資質を持つ外国人を対象に、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの活動類型を設定し、それぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」といった項目ごとにポイントを設け、その合計が70点に達した外国人を「高度外国人材」と認定し、在留資格「高度専門職」を付与して、出入国在留管理上の優遇措置を講じるものである。

在留資格「高度専門職」には、「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」があり、「2号」の方が「1号」よりも拡充された優遇措置が講じられている。「高度専門職2号」については、「高度専門職1号」と同じくポイントの合計が70点以上であることを求めるほか、「高度専門職1号」の在留資格をもって我が国に3年以上在留してその活動を行っていたこと、素行が善良であること及び我が国の利益に合すると認められることという要件を定めている。

高度人材ポイント制に関する紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_index.html)

(1) 高度専門職1号の優遇措置

- ア 在留期間「5年」の付与
- イ 複合的な在留活動の許容
- ウ 配偶者の就労^(注1)
- エ 一定の条件^(注2)の下での親の帯同
- オ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- カ 一定の条件^(注3)の下での家事使用人の雇用
- キ 入国・在留手続の優先処理

(2) 高度専門職2号の優遇措置

- ア 在留期間が無期限となる
- イ 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
- ウ 前記(1)ウからカまでの優遇措置が受けられる

(注1) 在留資格「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等に該当する活動の場合には、学歴又は職歴に関する一定の要件を満たさずとも高度外国人材の配偶者としての在留資格で就労可能。

(注2) 7歳未満の子を有する場合又は高度外国人材若しくはその配偶者が妊娠中の場合等。

(注3) 13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有する場合等。

2 特別高度人材制度（J-Skip）

2023年4月から特別高度人材制度（J-Skip）が導入され、高度人材ポイント制とは別途、学歴又は職歴と、年収が一定の水準以上であれば在留資格「高度専門職」が付与され、“特別高度人材”として、高度人材ポイント制よりも、配偶者の就労や家事使用人の雇用等の観点で拡充された優遇措置が認められている。

具体的には、「高度学術研究活動」・「高度専門・技術活動」の活動類型の者については、「修士号以上取得かつ年収2,000万円以上」又は「従事しようとする業務等に係る実務経験10年以上かつ年収2,000万円以上」であるところ、「高度経営・管理活動」の活動類型の者については、「事業の経営又は管理に係る実務経験5年以上かつ、年収4,000万円以上」であることを要件としている。

特別高度人材制度紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01_00009.html)

3 未来創造人材制度（J-Find）

2023年4月から未来創造人材制度（J-Find）が導入され、優秀な海外大学等を卒業等した者が、本邦において就職活動又は起業準備活動を行う場合、在留資格「特定活動」（未来創造人材）を付与され、最長2年間の在留が認められる。また、その間配偶者・子を帯同することも可能である。

対象者の具体的な要件は、3つの世界大学格付^(※)中、2つ以上で100位以内にランクインしている大学又は大学院を卒業して5年以内であることや、滞在当初の生計維持費20万円を所持していること等となっている。

未来創造人材制度紹介ページ

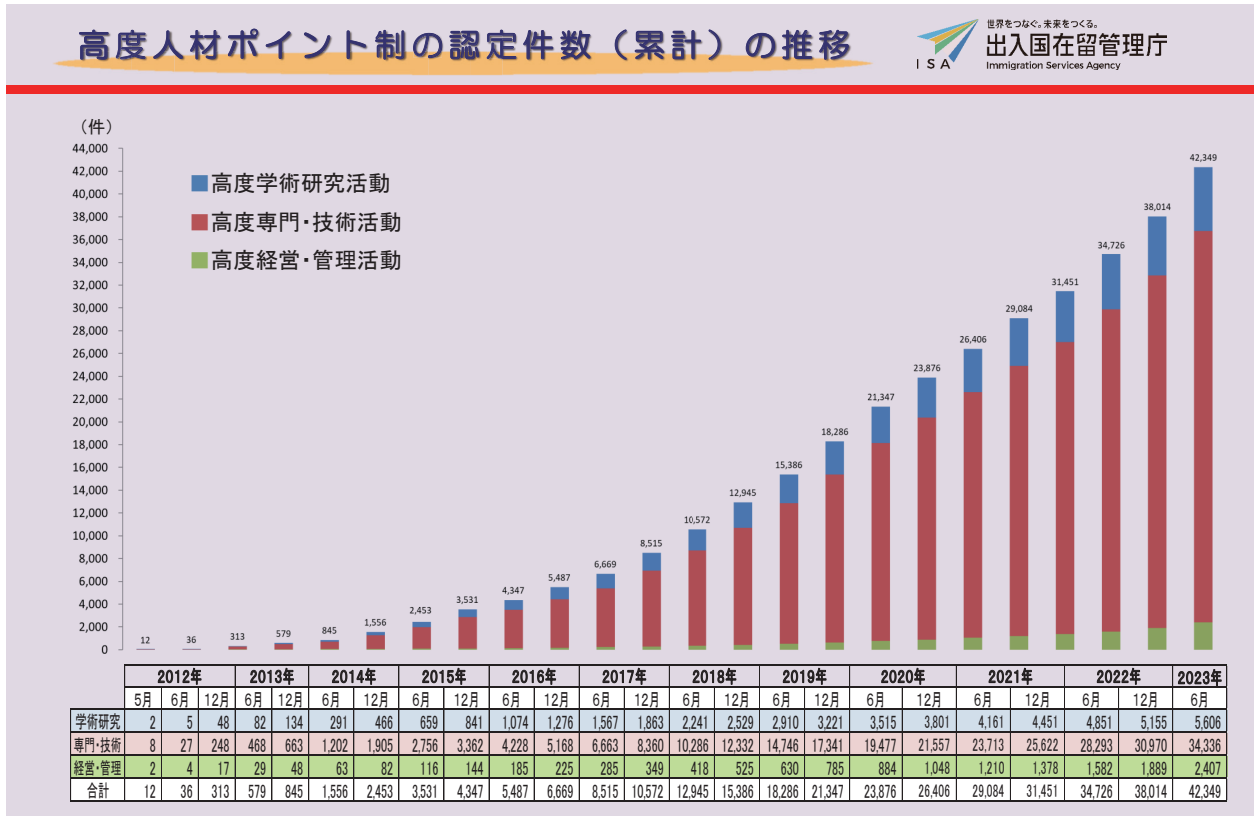
(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities51.html>)

(※) ①クアアアレリ・シモンズ社公表のQS・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス、②タイムズ社公表のTHE ワールド・ユニバーシティ・ランキングス、③シャンハイ・ランキング・コンサルタンシー公表のアカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ

4 受入れの現状

高度人材ポイント制により、2023年6月末までに、高度外国人材として4万2,349件を認定している（図表81）。

図表81 高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移（2023年6月末）



第2節 国家戦略特区における外国人材の受入れ

1 創業人材

国家戦略特別区域において外国人起業家の受入れを促進することにより、当該区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）により、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」が特例措置として規定された。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたときに、本事業実施区域の属する地方公共団体が、在留資格「経営・管理」で入国しようとする外国人について創業事業計画の実現可能性を審査し、事業の安定性及び継続性に係る一定の要件を満たしていることを確認した場合には、通常は上陸時に求められる在留資格「経営・管理」に係る要件を上陸後6月が経過するまでの間に満たせばよいこととして入国を認め、国家戦略特別区域内での創業活動を特例的に認めるものである。

また、本事業を活用して創業活動を行う外国人から、上陸6月後も引き続き創業活動を行うことを目的として在留期間更新許可申請があった場合には、コワーキングスペースやシェアオフィス等を事業所として利用しているものであっても、一定の要件を満たせば、これを事業所として取り扱い、最大1年間の更新を認めることとしている。

さらに、2022年12月、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更、在留期間の更新のガイドラインを改訂し、外国人起業活動促進事業（第4章第3節4参照）を活用後も創業活動を行うことを希望する者は、本事業を活用して引き続き最長6月の創業活動を行うことを認めることとした。

2023年10月現在で東京圏国家戦略特別区域（本事業実施区域：東京都全域、神奈川県全域及び成田市全域）、福岡市・北九州市国家戦略特別区域（同：福岡市全域及び北九州市全域）、新潟市国家戦略特別区域（同：新潟市全域）、広島県・今治市国家戦略特別区域（同：広島県全域及び今治市全域）、仙台市国家戦略特別区域（同：仙台市全域）、愛知県国家戦略特別区域（同：愛知県全域）、関西圏国家戦略特別区域（同：京都府全域及び兵庫県全域）、つくば市国家戦略特別区域（同：つくば市全域）、大阪府・大阪市国家戦略特別区域（同：大阪市全域）及び加賀市・茅野市・吉備中央町国家戦略特別区域（同：加賀市全域）において運用されている。

2 外国人美容師

我が国で美容に関する実践経験を積んだ人材の海外における活躍を推進することを通じて、日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進を図るとともに、インバウンドの需要に対応するため、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領（令和3年7月30日決定）により、日本の美容師免許を有する外国人材を育成する「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」が特例措置として設けられた。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたときに、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した一定の要件を満たす外国人美容師が、本事業実施区域の属する地方公共団体により認定された育成計画に基づいて、雇用契約を締結した育成機関の指揮監督を受けて行う実践的な美容に関する知識及び技能を要する業務に従事する特定美容活動を行うことを特例的に認めるものである。2023年10月現在で東京圏国家戦略特別区域（本事業実施区域：東京都全域）において運用されている。

第3節 その他の措置

1 日系四世の更なる受入れ

日系四世については、定住者の在留資格をもって在留する日系三世の扶養を受ける未成年で未婚の実子に限り日本への入国・在留が認められていたところ、2018年7月、日系四世の若者を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって日本と外国の日系社会との結び付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的とした制度が創設、施行された。

この制度では、ワーキングホリデー制度と同様の入国要件を基本的に課しつつ、本制度独自の要件として、一定の日本語要件を入国時及び在留期間更新時に求めるほか、日系四世に対し入国・在留に係る支援を行う「日系四世受入れサポーター」の確保を必須としている。また、本制度で受け入れられた日系四世は、最長で通算5年間、日本語を含む日本文化等を理解するための活動に従事するとともに、当該活動を行うために必要な資金を補うために必要な範囲内の報酬を受ける活動（風営法関係の業務に従事する活動は除く。）を行うことが可能である。

なお、本制度については、日系四世の受入れの更なる促進を図るため、2021年3月に入国・在留時に課している日本語要件の一部緩和を実施した。

2 オンラインによる在留外国人に係る在留手続

2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、在留資格手続の円滑化・迅速化のため、外国人を適正に雇用し、また外国人雇用状況届出等を履行している所属機関を対象に、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請を2018年度から開始することとされた。

これを受け、2019年7月から、一定の要件を満たす所属機関の職員並びに当該所属機関から依頼を受けた弁護士、行政書士等が、申請人からの依頼に基づき、在留期間更新許可申請並びにこれと同時に再入国許可申請及び資格外活動許可申請をオンラインで行うことを可能とし、2020年3月には更なる利便性の向上のため、対象手続や対象となる在留資格を拡大するなどの措置を講じた。

また、2020年4月に、一部の就労資格について、中小企業（カテゴリー3の機関）に所属する外国人に係る申請を、同年7月には、専門学校や日本語学校などに在籍する外国人に係る申請をオンラインで行うことを可能とした。

さらに、2022年3月にマイナンバーカードの電子証明書と個人認証機能を活用した外国人本人などによるオンライン申請を可能とするとともに、「日本人の配偶者等」などの入管法別表第2の在留資格をオンライン申請の対象に追加するなどの改正を行った。

オンラインによる在留手続紹介ページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html>)

3 特定技能に係る届出のオンライン化

2019年4月から新たに創設された在留資格「特定技能」に係る届出は、特定技能所属機関及び登録支援機関（以下「特定技能所属機関等」という。）が出入国在留管理庁長官に対し、特定技能外国人に対する支援実施状況や特定技能外国人の活動内容等に係る四半期ごとの届出（定期届出）、特定技能雇用契約や支援計画に係る変更等があった際の届出（随時届出）を行うものだが、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）において、2021年3月末までにオンラインによる届出を可能とすることとされた。

これを受け、事前に入出国在留管理庁電子届出システムの利用者登録をした特定技能所属機関等の職員が特定技能制度に係る全ての届出をオンラインで行うことを可能とし、2021年4月に届出の受付を開始した。

出入国在留管理庁電子届出システムポータルサイト

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html)

4 外国人起業家の受入れの推進

経済産業省告示である「外国人起業活動促進事業に関する告示」により、地方公共団体等から起業のための支援を受ける外国人起業家に対し、出入国在留管理手続上、1年を超えない期間で、「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することが認められている。

また、本邦において優秀な留学生の受入れに意欲的に取り組んでいるとされる大学等に在籍中から起業活動を行っていた留学生が卒業後も継続して起業活動を行うことを希望する場合に、一定の要件の下で、在留資格「特定活動」による最長2年間の在留を認めることとしており、本邦の大学等を卒業した後に引き続き外国人起業活動促進事業又は国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を利用して本邦に在留していたものの、期間内に起業に至らなかった外国人についても、一定の要件の下、当該事業利用後にこの措置への移行を認め、当該事業に基づく在留と合わせて最長2年間の在留を認めている。

5 留学生の適正な受入れの推進

(1) 留学生の就職支援

2016年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すこととされ、また、2018年12月に関係閣僚会議で取りまとめられた「総合的対応策」においても、留学生の就職できる業種の幅を広げることとされた。

そこで、優秀な外国人材の定着促進を図り、我が国経済社会の活性化に資することが期待される留学生の日本国内における就職の機会を拡大するために、「特定活動」の在留資格に係る告示が改正され、2019年5月30日に公布・施行された。これにより、本邦の大学を卒業又は大学院を修了した留学生について、本邦の大学・大学院において修得した知識、応用的能力等を活用することが見込まれ、日本語能力を活かした業務に従事する場合には、日本語能力試験N1レベル等の高い日本語能力を有すること、常勤の職員であること、日本人と同等額以上の報酬を受けることなど、一定の条件の下で、その就労できる業務内容を幅広く認めることとした。本制度により、2022年末時点で798人が在留しており、更なる活用を促すため、出入国在留管理庁ホームページや相談窓口等において周知を行っている。

(2) 日本語教育機関の適正化

外国人留学生を受け入れる日本語教育機関については、適切な学習環境の継続的な確保など、教育機関としての適正化が図られていることが必要である。この点について、2019年に日本語教育機関の告示基準を一部改正し、告示からの抹消基準に係る全生徒の出席率や全生徒に占める不法残留者等の割合等の厳格化や、告示基準適合性に係る定期的な点検結果・日本語能力に係る試験結果等に係る報告の義務化の見直しを行っており、当該改正後の告示基準を適切に運用し、引き続き日本語教育機関の適正化や質の向上及び留学生の在籍管理の徹底を図っている。

(3) 日本語教育機関認定法の成立

我が国の在留外国人数が今後も増加することが見込まれる中、我が国において生活する外国人が必要な日本語を理解し、使用する能力を身に付けられる環境の整備が必要となっている。

このような背景を踏まえ、2023年6月2日、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民とともに円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを文部科学大臣が認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う教員の資格を

整備することを目的とする「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(令和5年法律第41号)が公布され、2024年4月に施行される予定である。

この法律により認定を受けた日本語教育機関であることを在留資格「留学」による外国人留学生の受入れの要件にすることを予定しており、出入国在留管理庁においては、留学生の在留管理の観点から、日本語教育機関の認定基準に関する協議を受けるとともに、文部科学省と相互に連携・協力し、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を図ることとしている。

第5章 技能実習制度・特定技能制度

第1節 技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた取組

1 技能実習生の失踪を減少させるための施策

2019年3月に「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた改善方策に基づき、技能実習生の失踪を減少させるための取組を実施した。これに加えて、2019年11月には、技能実習生の失踪減少に向け、同改善方策を更に充実させる施策を取りまとめた。

出入国在留管理庁において実施している主な取組や施策は以下のとおりである。

- 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対する、帰責性等を踏まえた技能実習生の新規受入れの停止
失踪率や実地調査の結果を踏まえ、新規受入れに係る事業停止命令、監理団体許可の取消し、実習認定の取消し又は新規受入れに係る計画認定を行わないなどの措置を執る。
- 失踪した技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
不法就労外国人の摘発等を通じて、失踪した技能実習生を雇用した企業の刑事告発をした場合には、告発事実を公表する。
- 監理団体等への周知
2019年12月24日、監理団体及び団体監理型実習実施者に向けて、制度適正化に向けた取組に関する周知文及び技能実習生への相談窓口の案内に係る依頼文を直接送付し、技能実習生に対して、外国人技能実習機構における相談体制の周知を行った。
- 技能実習生の口座への振込等を徹底
2020年4月、省令を改正し、技能実習生の口座への振込等による報酬支払いを求める措置を導入した。
- 技能実習生に対する支援制度の周知
2021年3月、失踪防止等の技能実習の適正な実施や技能実習生の保護に資する目的で、技能実習生等向けに制度概要や相談先を紹介する広報動画を日本語を含む10言語により作成し、出入国在留管理庁ホームページ上で公表している。

2 二国間取決め（MOC）

送出機関の適正化を主眼とした送出国政府との間の二国間取決めについては、2022年末時点で14か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ及びインドネシア）との間で作成を行っている。法務省では同取決めに基づき、厚生労働省、外務省及び外国人技能実習機構とともに、相手国政府との間の意見交換を順次実施するとともに、更に相手国における制度説明セミナーに出席するなど、技能実習の制度趣旨の周知徹底や理解の醸成、送出機関の適正化のための要請等に努めている。

また、技能実習生の失踪等の背景として、技能実習生が送出機関等から不当な費用徴収がされている実態があるとの指摘がなされていたことを踏まえ、2021年12月から2022年4月にかけて、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、技能実習生約2,000名に対し実態調査を実施した結果、多くの技能実習生が母国の送出機関や仲介者に多額の費用を支払っていることやその支払のために多額の借金をしている実態が明らかになった。

本調査により認められた不適正事案については、実習実施者や監理団体への調査を実施し、事案に応じて行政処分等を検討するとともに、送出国政府に対しても、上記二国間取決めに基づき、通報等を行っている。



二国間取決めに基づく意見交換の風景

3 その他の取組

妊娠・出産等に関しては、一部の技能実習生が監理団体等から不適正な取扱いを受けている実態があるとの指摘がなされていたことを踏まえ、2022年8月から同年11月にかけて、外国人技能実習機構による実地検査の機会を捉えて、技能実習生650名に対し実態調査を行った結果、不適正な取扱いを受けたことがあると回答した技能実習生が一定数存在していたことのほか、妊娠・出産に関する制度や各種支援策が技能実習生に十分に認知されていないことが明らかになった。

出入国在留管理庁では、厚生労働省や外国人技能実習機構とともに、これまでも累次にわたり妊娠・出産に関する制度等の周知や、不利益取扱いの禁止に係る注意喚起に努めてきたところであるが、当該調査結果を踏まえて、2022年12月に改めて注意喚起文を発出し、定期監査時に監理団体等から技能実習生への説明を求めることとするなど、引き続き、妊娠・出産に関する取扱いの適正化に向けた取組を進めている。

第2節 特定技能制度の運用状況

1 特定技能制度の運用に関する方針等

(1) 政府基本方針

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、2019年4月1日に施行された改正入管法第2条の3第1項の規定に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下「政府基本方針」という。）を定めている。

政府基本方針においては、特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項のほか、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）に関する基本的な事項や、特定産業分野において求められる人材に関する基本的な事項、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項等が定められている（**図表82**）。

図表82 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行っていただくお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

- > 特定技能外国人を受け入れる分野
生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
- > 人材が不足している地域の状況に配慮
大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める
- > 受入れ見込み数 分野別運用方針に「向こう5年間の受入れ見込み数」を記載

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

- > 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底
- > 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる
- > 人手不足状況の変化等への対応
- 分野別運用方針の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野別運用方針の長は、必要に応じて協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討
- 向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用
- > 治安上の問題が生じた場合の対応
特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野別運用方針の長は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

- > 1号特定技能外国人に対する支援
生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施
- > 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記
- > 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

特定技能制度紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html)

3 求められる人材に関する事項

(※) 分野別運用方針が定める試験等で確認

技能水準	特定技能1号	特定技能2号
日本語能力水準	相当程度の知識又は経験が必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
在留期間	ある程度日常生活ができて、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
家族の帯同	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
	基本的に不可	可能

(2) 分野別運用方針

分野別運用方針は、特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針であり、政府基本方針に則り、法務大臣が分野所管行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定めるものである。

改正法の成立・公布を受けて、2018年12月25日、政府基本方針とともに14の特定産業分野^(注)ごとの分野別運用方針が外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を経て閣議決定された。

分野別運用方針においては、特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項のほか、特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項や、その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項等が定められている（**図表83**）。

(注) 政府基本方針の一部変更（令和4年4月26日閣議決定）において、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野が統合され、「素形材・産業機械・電子電気情報関連製造業分野」が定められた結果、2022年5月25日以降は12分野となっている。

図表83 分野別運用方針について（12分野）

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態
厚労省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 [3業務区分]	直接
国交省	建設	34,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	11,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6業務区分]	直接
	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 [1業務区分]	直接
	航空	1,300人	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	6,300人	漁業技能測定試験(漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食品製造業	87,200人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1業務区分]	直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接

(3) 二国間取決め

政府基本方針に則り、日本での就労を希望する外国人やその家族から保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者を排除するため、日本国政府と特定技能外国人の送出国政府との情報共有の枠組みの構築等を内容とする二国間取決めを作成している。

(4) 二国間取決めの状況

2023年7月末現在で、16か国（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド、マレーシア、ラオス及びキルギス）との間で作成している。

なお、同取決めに基づき、各国政府と適宜情報共有しているほか、意見交換を実施し、特定技能制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努めている。

2 特定技能制度の円滑な運用に向けた取組

(1) 政府基本方針の見直し

3年間の制度運用の実態等を踏まえ、製造3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）を統合し、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野とする政府基本方針の一部変更を行った（令和4年4月26日閣議決定）。統合した新たな分野は、法務省及び経済産業省の関係省令等の改正を経て、2022年5月25日から運用を開始した。

(2) 分野別運用方針の見直し

各特定産業分野における受入れ見込数は、政府基本方針に基づき、大きな経済情勢の変化が生じない限り、2024年3月末までの1号特定技能外国人の受入れの上限として運用されることとなっているところ、2022年、コロナ禍が全ての特定産業分野における特定技能外国人の受入れに影響を与えている可能性があることから、全分野の受入れ見込数を精査し、その検討を踏まえ、受入れ見込数を見直した（令和4年8月30日閣議決定）。

また、従来、19に細分化されていた素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野及び建設分野の業務区分について、訓練、各種研修の実施等により、特定技能外国人の安全性等を担保しつつ、いずれの分野も業務区分を整理するなど、特定技能制度を運用する中で生じた要望、ニーズ等を踏まえた所要の改正を行った（令和4年8月30日閣議決定）。

加えて、熟練した技能を要する特定技能2号については、従来、建設分野及び造船・船用工業分野の2分野のみが対象となっていたところ、各分野の人手不足状況等を踏まえ、特定技能1号の12の特定産業分野のうち、介護分野^(注)以外の全ての特定産業分野に対象を拡大した（令和5年6月9日閣議決定）。

(3) 分野別運用要領の見直し

技能実習2号を修了した者については、政府基本方針において、特定技能試験等を免除し、必要な技能水準等を満たすものとして取り扱っており、対象となる技能実習2号の職種・作業については、各分野の運用要領に明記している。特定技能制度が開始された後に技能実習2号の対象となった職種・作業については、試験免除の対象となる規定が措置されていなかったことから、「宿泊職種（接客・衛生管理作業）」、「非加熱性水産加工食品製造業職種（調理加工品製造作業、生食用加工品製造作業）」及び「漁船漁業職種（棒受網漁業作業）」を修了した者については、それぞれ関連する分野に試験免除で移行できるよう規定の整備を行った（令和4年8月30日改正）。

(注) 介護分野については、現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、特定技能2号の対象分野とはしていない。

(4) 特定技能制度促進事業

2020年度から、特定技能制度の利用促進等を目的として「特定技能」の在留資格で就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象にマッチングイベントを開催している。また、2021年度からは海外在住の外国人向けに特定技能制度の広報や国内企業の説明等を目的とした海外説明会も開催しており、2022年度においてもマッチングイベント及び海外説明会を開催した。

また、2020年9月から「特定技能総合支援サイト」を開設し、事業者及び外国人向けに、特定技能制度の概要や各分野の試験情報など各種情報発信をやさしい日本語のほか12言語（英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語、クメール語、シンハラ語及びウルドゥー語）で行っている。

特定技能総合支援サイト
(<https://www.ssw.go.jp/>)

第3節 技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討

1 経緯

技能実習制度及び特定技能制度については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の附則第2条及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）の附則第18条第2項において求められている検討の時期に差し掛かっている。

2022年2月から同年7月までの間、古川法務大臣（当時）が、各界の有識者から御意見を幅広く伺い、問題点を把握するために「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」を11回開催し、同年7月29日の閣議後記者会見において、同勉強会を通じて把握した課題・論点、今後の検討に当たっての基本的考え方等を所感として発表した。

また、2022年11月22日には、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）の下に、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設け、同年12月以降、有識者会議において議論が行われている。2023年5月11日には、第7回有識者会議までの議論を取りまとめた中間報告書が齋藤法務大臣（当時）に提出された。

(図表84)

この中間報告書を踏まえ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和5年度改訂）及び「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」（令和5年6月16日閣議決定）において、政府としての検討の方向性を示した。

今後、有識者会議で取りまとめられる最終報告書等を踏まえ、制度の具体化に向けて、政府全体で総合的に検討を行っていくこととしている。

図表84 中間報告書（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議）

検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

検討の基本的な考え方

論 点	現 状	新たな制度
制度目的と実態を踏まえた制度の在り方	人材育成を通じた国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討 • 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論
外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築	職種が特定技能の分野と不一致	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論） • 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討
受入れ見込数の設定等の在り方	受入れ見込数の設定のプロセスが不透明	<p>業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る</p>
転籍の在り方（技能実習）	原則不可	<p>人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）</p>
管理監督や支援体制の在り方	<ul style="list-style-type: none"> • 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある • 悪質な送出国機関が存在 	<ul style="list-style-type: none"> • 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要がある • 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論） • 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る • 悪質な送出国機関の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化
外国人の日本語能力の向上に向けた取組	本人の能力や教育水準の定めなし	<p>一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける</p>

今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

2 概要

法務省及び厚生労働省は、有識者会議の中間報告書を踏まえ、その他の制度所管省庁及び分野所管省庁と連携し、以下のとおり検討することとし、さらに今後、有識者会議において取りまとめられる最終報告書等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

① 前提

技能実習制度及び特定技能制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすいものとするとともに、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。

② 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方について

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、深刻な人手不足に対応するため、制度を見直して適正化を図った上で新たな制度との調和を図りつつ、引き続き活用していく方向で検討する。

③ 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制度の対象職種の在り方を含む。）について

外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させる方向で検討する。

④ 受入れ見込数の設定等の在り方（特定技能制度における現行の取扱いを含む。）について

新たな制度と特定技能制度において、生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等の在り方は、例えば労使団体などの様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとするなど透明性や予見可能性を高める方向で検討する。

⑤ 転籍の在り方について

新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点に立って、従来よりも転籍制限を緩和する方向で検討する。その際、受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観点に留意する。

⑥ 管理監督や支援体制の在り方について

人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、優良な団体等のみが認められるようにするため、その要件の厳格化などにより適正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、優良な団体等にはインセンティブを与える方向で検討する。

外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制を整備した上で引き続き活用する方向で検討する。

過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出機関の排除や送出機関の適正化に向けて、新たな制度においても、相手国との間で実効的な二国間取決め（MOC）を作成するなど、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組を強化する方向で検討する。

⑦ 外国人の日本語能力の向上に向けた取組について

就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける方向で検討する。

第6章 外国人との共生社会の実現に向けた取組

第1節 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

1 経緯

下記第2節の1のとおり、2018年12月25日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を決定した。その後、総合的対応策は、毎年改訂を重ねながら内容の充実が図られており、外国人との共生社会の実現のための方向性を示すものとして、我が国に定着しつつあるが、短期的な課題への対応にとどまっていた。また、外国人との共生社会の実現のための施策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等も踏まえ、我が国に適法に在留する外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、これまで以上に推進していく必要があった。

そこで、関係閣僚会議において、総合的対応策を改訂していくという短期的な課題への対応にとどまらず、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、2021年1月29日、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催を決定し、同有識者会議において取りまとめられた意見書が同年11月29日に関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された。

2022年6月14日、関係閣僚会議において、当該意見書を踏まえ、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン及びその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととした（**図表85**）。

直近では、2023年6月9日に開催された関係閣僚会議において、新規施策の追加のほか、有識者の意見等を踏まえた工程表の見直し等を行った。

2 概要

ロードマップでは、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョン、当該ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的課題としての4つの重点事項及び具体的施策を示すとともに、各施策に係る工程表を示している。

ロードマップの計画期間は2026年度までの5年間とし、施策の着実な実施を図るため、ロードマップの実施状況について、有識者の意見を聴きつつ、毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行うこととしており、ロードマップ（令和5年度一部変更）の決定に当たっては、有識者の意見を聞くことを目的に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップに関する意見聴取会」を開催した。

【目指すべき外国人との共生社会のビジョン及びその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題】
〔3つのビジョン〕

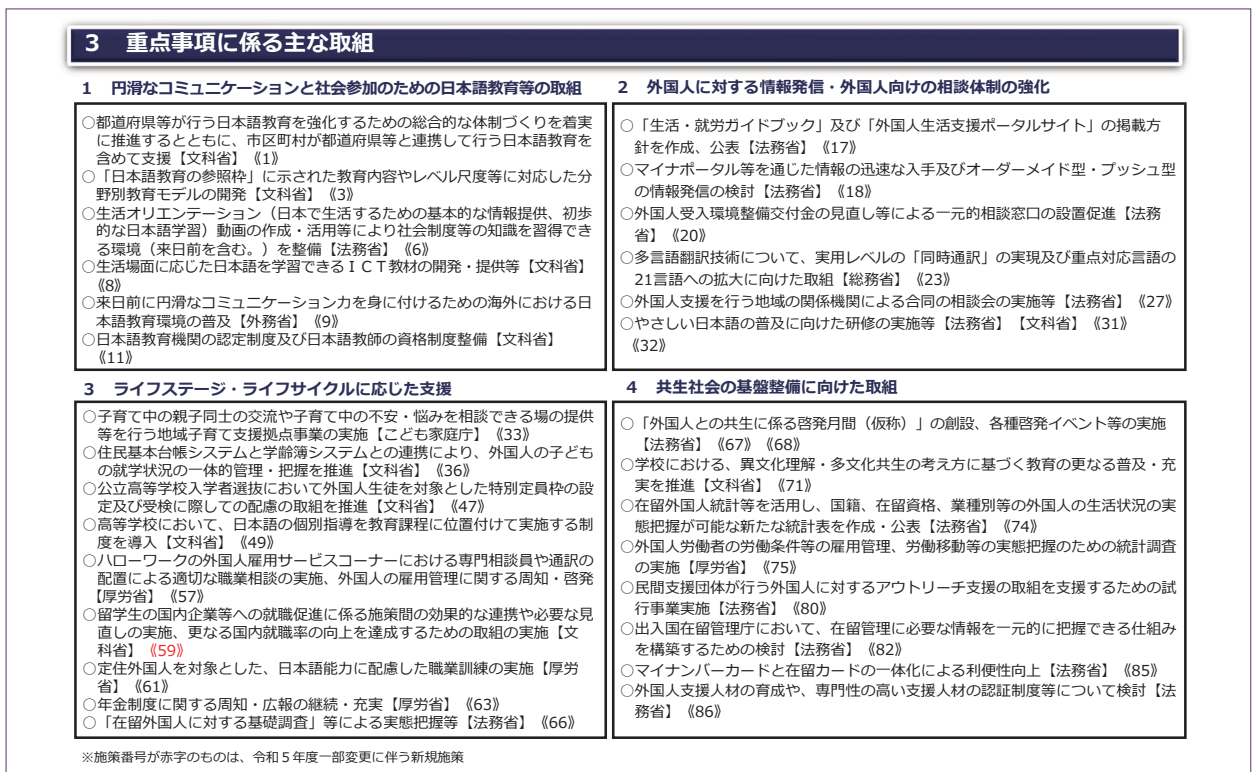
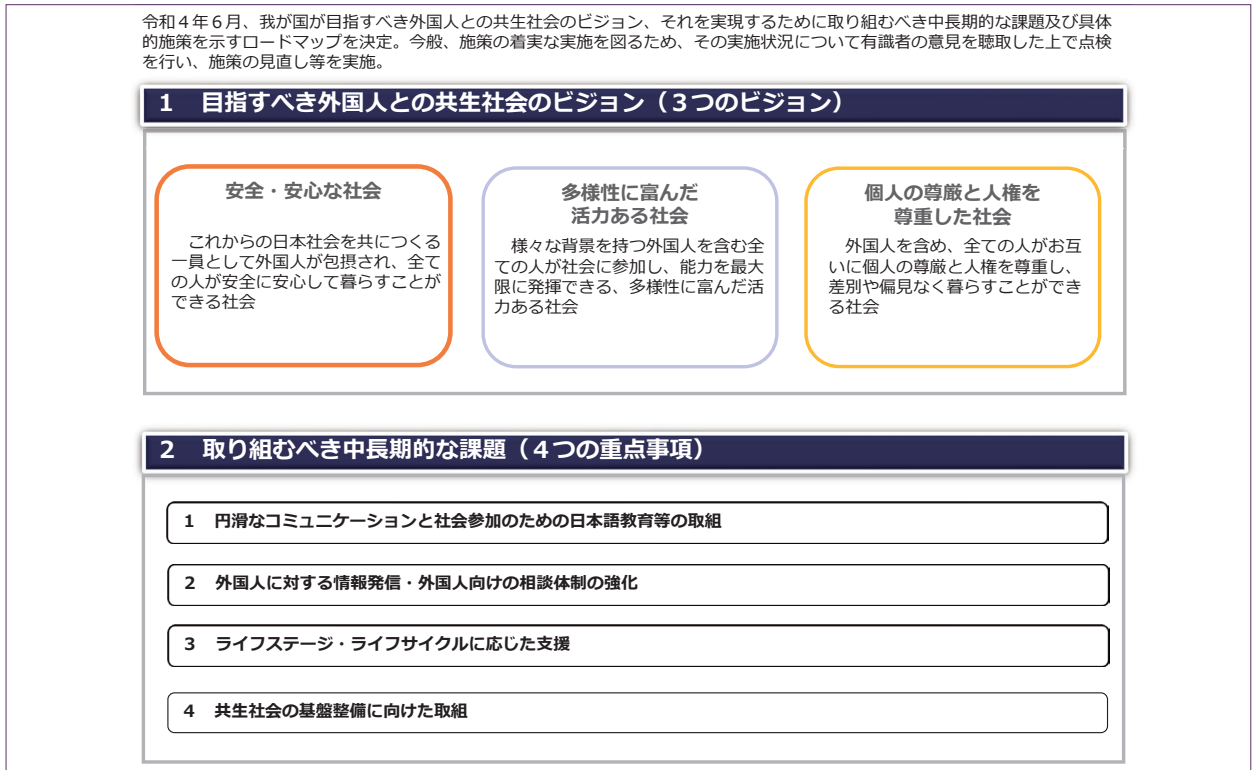
- ① これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会
- ② 様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会
- ③ 外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮ら

すことができる社会

[4つの重点事項]

- ① 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- ② 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
- ③ ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- ④ 共生社会の基盤整備に向けた取組

図表85 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）の概要



4 推進体制

- ◆ 計画期間は令和8年度(2026年度)まで
- ◆ 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- ◆ 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

5 令和5年度見直し点等

有識者からの主な指摘事項

- 毎年実行する施策について、線表が一本線となっており、どのような実態になっているのかが分からない。
- (KPI指標を)アウトプット指標、あるいはアウトカム指標にすると政策効果がより分かりやすくなる。
- KPI指標の数値は、経年変化が分かることが重要であるため、ロードマップを決定する前の数値との比較を示してほしい。
- 新規に行う施策についてはKPI指標の設定が難しいことは分かるが、KPI指標を掲げる以上は、明確にしていく必要がある。
- その他、個別施策に対する指摘事項

主な見直し

工程表見直し 70件

KPI指標見直し 28件

新規・施策内容の見直し 13件

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00033.html)

第2節 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

1 経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを拡充するため、新たな在留資格を創設することとされ、併せて、外国人の受入れ環境整備を行うため、法務省が総合調整機能をもって司令塔的な役割を果たし、関係省庁、地方公共団体等との連携を強化することとなった。

これを受け、2018年7月24日の閣議において、法務省に、外国人の受入れ環境の整備に関する総合調整機能を付与することが決定されるとともに、新たな外国人材の受入れ及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、関係閣僚会議を開催することとなった。

そして、2018年12月25日に開催された第3回関係閣僚会議において、総合的対応策が決定され、以後、5回の改訂を行っている。

直近では、2023年6月9日、ロードマップ(令和5年度一部変更)の決定と併せて、受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップ(令和5年度一部変更)を踏まえ、総合的対応策(令和5年度改訂)を決定した。

2 概要

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

総合的対応策（令和5年度改訂）には、217施策が盛り込まれている（**図表86**）。

総合的対応策（令和5年度改訂）では、ロードマップの施策について2023年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策を示している。

引き続き、ロードマップの実施状況の毎年の点検とともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指していくこととしている。

図表86 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）の概要

- 我が国に在留する外国人は令和4年（2022年）末で約308万人、外国人労働者は令和4年10月末で約182万人。（過去最高）
- 受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させるとともに、ロードマップの見直しも踏まえ策定（217施策）。
- 今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上（施策1）
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発（施策3）
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等（施策4）
- 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討（施策7）
- 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援（施策8）
- 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討（施策14）

日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備（施策5（再掲））

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

外国人の目線に立った情報発信の強化

- 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取（施策20）
- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討（施策23）
- マイポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・フック型の情報発信の検討（施策24）

外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討（施策35）
- F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等（施策36）
- 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組（施策37）
- 相談窓口の実情を踏まえた相談体制の整備・充実の検討及び検討結果を踏まえた整備（施策44）

情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進

- 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施（施策48）
- やさしい日本語の翻訳ツールの活用等についての検討（施策49）

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施（施策52）
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握の推進（施策55）
- 外国人学校の保健衛生確保に向けた外国人学校への保健衛生に関する多言語での情報発信・相談対応（施策57）

「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別的教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及（施策60）

「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

- ① 留学生の就職等の支援
 - 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援（施策68）
 - 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進（施策88）
- ② 就労場面における支援
 - 日本人社員と外国籍社員の職場における双方の学びの動向教材や手引きの周知及び活用促進（施策89）
 - ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施（施策91）
 - 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進（施策94）
- ③ 適正な労働環境等の確保
 - 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施（施策97）
 - 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動（施策107）

「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討（施策108）

ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等（施策21（再掲））

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

特定技能外国人材のマッチング支援策等

- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備（施策126）

特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 特定技能制度における分野追加及び特定技能2号の対象分野追加並びに技能実習制度及び特定技能制度の在り方に係る検討（施策137）
- ODAを活用した送出機関及び現地の教育機関等への支援等による来日前の人材育成（施策139）

悪質な仲介事業者等の排除

- ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等（施策151）

海外における日本語教育基盤の充実等

- JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進（施策152）

共生社会の基盤整備に向けた取組

共生社会の実現に向けた意識醸成

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベントの実施（施策153）
- 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施（施策56（再掲））

外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表（施策159）
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施（施策160）

共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進（施策162）
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化（施策163）
- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討（施策164）
- 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討（施策165）
- オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討（施策166）
- マイナンバーカードの取得環境の整備及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討（施策167）
- 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討（施策6（再掲））
- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の搭載の在り方の検討及び搭載する情報等の収集（施策168）
- 国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理（施策173）

外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり

- 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施（施策181）
- 先導的な地方公共団体の取組に対するデジタル田園都市国家構想交付金による支援の実施（施策183）
- 日系四世受入れ制度の見直しの実施（施策184）
- 地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進（施策187）

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- ① 在留管理基盤の強化
 - 「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討（施策188）
 - 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化（施策189）
 - 外国人のマイナンバーカードの普及促進のためのマイナンバーカードの申請支援等（施策191）
- ② 留学生の在籍管理の徹底
 - 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化（施策199）
- ③ 技能実習制度の更なる適正化
 - 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討（施策99（再掲））
 - 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリーフレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進（施策205）
- ④ 不法滞在者等への対策強化
 - 入管法等改正法案の成立を踏まえた送還忌避者の縮減に向けた体制強化等（施策214）

※1：下線は「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）」に関連しない施策、※2：施策番号が赤字のものは新規施策

第3節 出入国在留管理庁が関わる主な取組

1 外国人受入環境整備交付金を通じた一元的相談窓口の設置・運営支援

在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の設置・運営の取組を「外国人受入環境整備交付金」（以下「交付金」という。）により財政的に支援している。2022年度は、228の地方公共団体に、2023年度は4月3日現在で238の地方公共団体に交付決定を行った。

なお、2022年4月1日から2023年9月30日までの間に、一元的相談窓口においてウクライナからの避難民への情報提供・相談対応のための特別な対応を行う場合に必要な経費について、交付金の交付限度額を超えて交付決定を行う特例措置を講じた。

外国人受入環境整備交付金紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri02_00039.html)



2 受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力

2019年4月から地方出入国在留管理官署(空港支局・一部の出張所を除く。以下「地方官署」という。)に「受入環境調整担当官」を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口で地方官署の職員を相談員として適宜派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を行っている。

また、受入環境調整担当官の体制整備を図ること等により、地方公共団体等との連携・協力、地域における情報収集等を充実・強化すること等を通じて、地域における多文化共生施策の推進を図るとともに、受入環境調整担当官による取組等を通じて得た好事例などの有益な情報を、地方公共団体等に展開している。



受入環境調整担当官による取組（講演会風景）



受入環境調整担当官による取組(相談員派遣風景)

3 外国人在留支援センター（F R E S C /フレスク）における取組

「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（平成30年7月24日閣議決定）において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、2020年7月にF R E S Cを開所した。F R E S Cには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居している。

F R E S Cにおいては、入居機関が連携し、在留期間の更新及び在留資格の変更、法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当職員への研修、情報提供等の支援を行っている。さらに、東京外国人雇用サービスセンター（ハローワーク）や日本貿易振興機構（ジェトロ）が、外国人留学生や中堅・中小企業向けの説明会等を開催し、高度外国人材の雇用の促進を図っている。

また、F R E S Cでの連携事例を踏まえ、東京以外の各地域においても、関係機関による合同相談会への参加等の取組を行っている。

このような外国人の在留を支援する拠点を整備することにより、外国人の受入れ環境の整備を一層総合的かつ効果的に進めていく。



外国人在留支援センター相談風景

F R E S C 紹介ページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>)

F R E S C 紹介動画

(<https://youtu.be/6BvwblqbvM8>)



4 外国人在留総合インフォメーションセンターにおける取組

出入国在留管理庁では、主に在留資格等に関する入管手続の案内業務を実施する相談窓口として、外国人在留総合インフォメーションセンター（ただし、外国人在留総合相談業務として実施している地方局・支局の相談窓口を含む。以下「センター」という。）を各地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く。）に設置している。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響等がある中で、在留外国人が抱える生活上の困り事への対応の必要性も高まってきていることから、センターにおいては、従来の入管手続の案内に加え、生活全般に係る相談にも応対し、在留支援の入口としての機能を持たせることとした。



外国人在留総合インフォメーションセンターの風景

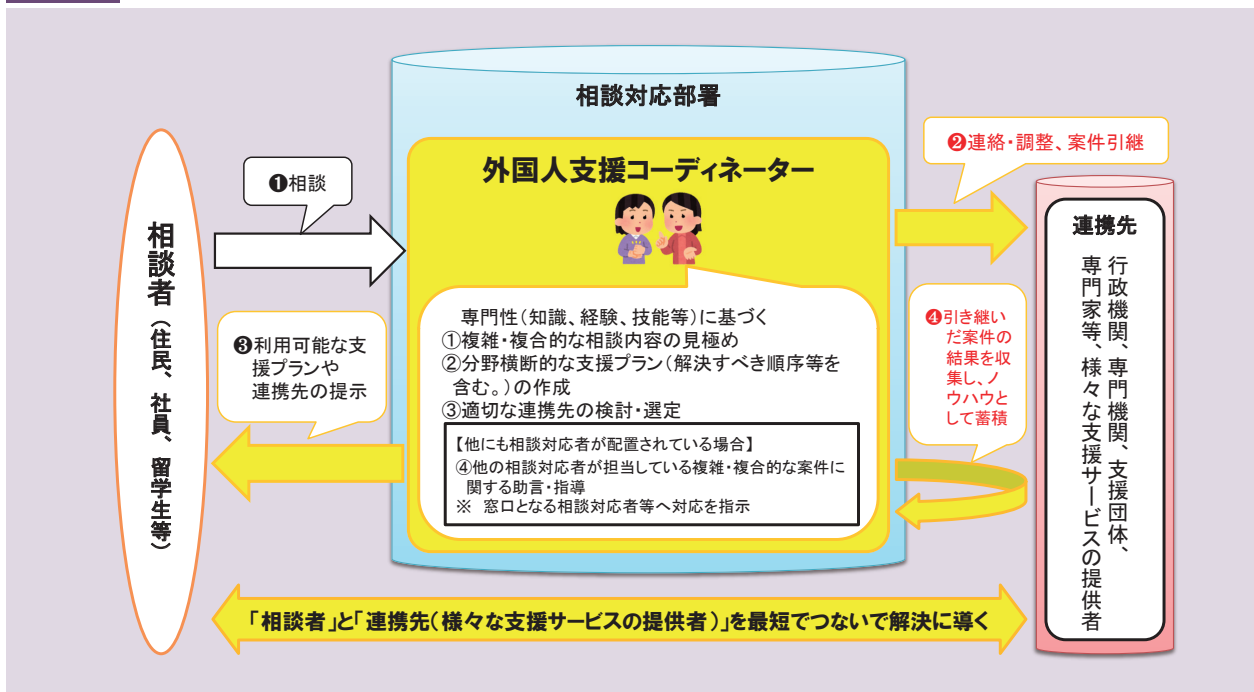
外国人在留総合インフォメーションセンター紹介ページ
 (<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>)

5 総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会

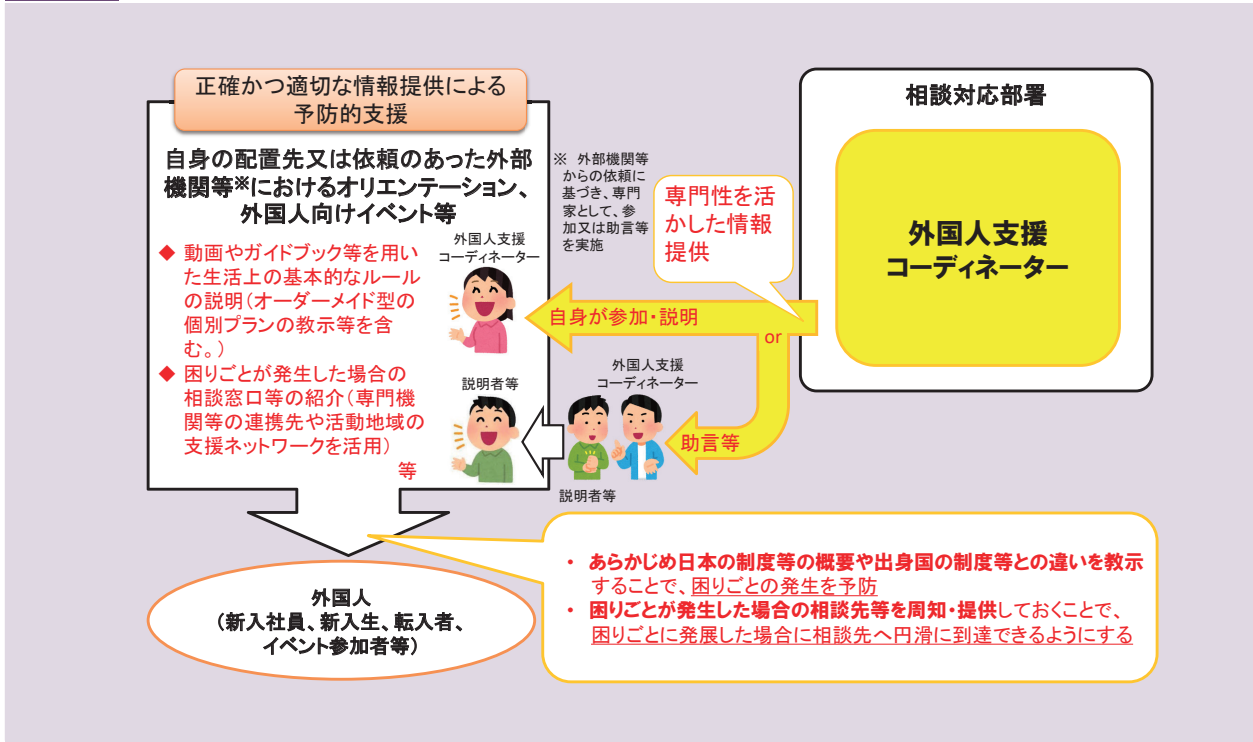
ロードマップに基づき、生活上の困りごとを抱える外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材（以下「外国人支援コーディネーター」という。）の役割、能力、育成等について検討することを目的として、2022年10月から「総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会」を開催した。全5回にわたる有識者会議の議論を踏まえた検討結果を、2023年3月24日、報告書に取りまとめた。

2023年度においては、有識者等の意見を踏まえ、外国人支援コーディネーター研修の内容、研修修了者の配置促進等及び専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、2024年度からは研修を実施することとしている（[図表87](#)、[88](#)）。

図表87 外国人支援コーディネーターの役割（相談対応支援）



図表88 外国人支援コーディネーターの役割（予防的支援）



6 外国人生活支援ポータルサイトによる情報提供

在留外国人や支援者に対して有用な情報を提供するため、出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」に多言語化された各府省庁の外国人への生活支援等の情報や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意事項について、カテゴリ別に分けるなどして掲載し、情報提供を行っている。

外国人生活支援ポータルサイト

(<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>)



7 生活・就労ガイドブック等を通じた在留外国人への情報提供

出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、「外国人生活支援ポータルサイト」において、16言語^(注)で公開している。



生活・就労ガイドブック



生活・就労ガイドブック

(https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html)

(注) 日本語（やさしい日本語を含む。）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語（カンボジア語）、フィリピン語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語

8 在留支援のためのやさしい日本語の普及

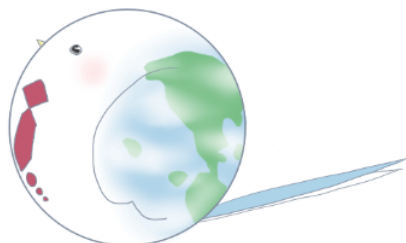
国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、2020年2月から「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する有識者会議を開催し、同年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成した。

また、2021年度に開催した「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」による報告結果を踏まえ、2022年度に開催した「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」で作成した「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン～話し言葉のポイント～」及び「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン別冊やさしい日本語の研修のための手引」を作成し、地方公共団体や関係省庁への周知、地方公共団体職員への研修を実施するなど、やさしい日本語の普及・活用の推進に努めている。

これらのガイドラインについては、出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」において公開している。



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン



やさしい日本語のイメージキャラクター「ことりん」です。



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

(https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html#midashi02)

トピックス 在留外国人へのマイナンバーカードの普及促進に向けた取組について

日本に在留する外国人のうち、住民票を有する外国人住民の方は、マイナンバーカードを申請することができます。マイナンバーカードは、安全安心なデジタル社会の「パスポート」として、本人確認書類としての利用やコンビニエンスストアでの各種証明書の取得等ができるほか、マイナンバーカードがあれば、2022年3月から外国人本人による在留申請のオンライン申請ができるようになりました。また、将来的には健康保険証等との一体化も予定されています。このようにマイナンバーカードは、在留外国人が日本で生活するにあたって、今後もその利便性が高まっていくと考えられることから、出入国在留管理庁では、以下のような在留外国人のマイナンバーカードの普及促進に向けた様々な取組を実施しています。

1 外国人生活支援ポータルサイトや地方出入国在留管理官署における多言語による案内
出入国在留管理庁ホームページ内の外国人生活支援ポータルサイトに、マイナンバーカードに関する特設サイトを開設し、多言語（16言語）により申請方法や活用方法等の案内を掲載しています。また、地方出入国在留管理官署に在留諸申請のために来庁した
在留外国人に対し、上記特設サイトの案内等を行っています。

2 地方公共団体と連携した取組

地方出入国在留管理官署において、近隣市区町村と連携してマイナンバーカードの出張申請サポート窓口を設置し、官署に来庁した
在留外国人等に対し、マイナンバーカードの申請受付や相談対応を実施しました。

また、2022年10月には、大分県別府市と連携して、立命館アジア太平洋大学において在学する留学生等を対象とした官署外での在留相談及びマイナンバーカード出張申請サポート窓口を設置しました。この取組では、2日間で約100名の留学生等のマイナンバーカードの申請受付に結び付けることができました。

出入国在留管理庁では、引き続き、在留外国人に対するマイナンバーカードの普及促進を図っていくとともに、在留外国人の利便性向上に資するカードの利用方法の検討等を実施していく予定です。



マイナンバーカード出張申請窓口の様子

トピックス やさしい日本語について

やさしい日本語を知っていますか？

やさしい日本語とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のことです。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。

日本に住んでいる外国人の数は、ほぼ毎年増加し、2022年末には約307万人となり、30年で約3倍に増えています。また、日本に住む外国人の国籍も多様化し、上位10の国籍・地域の公用語だけで9言語に上ります。

このような状況のなか、日本で安全に安心して生活してもらうために、法律などのルール、在留や社会保険などの手続、災害・避難情報をはじめとする国や地方公共団体からのお知らせなどを正確に理解してもらうことが重要ですが、全ての情報を多言語で発信するには限界があります。そこで、やさしい日本語を活用することが期待されています。

また、2021年度に出入国在留管理庁が実施した「在留外国人に対する基礎調査」では、8割強の外国人が、自身の日本語能力（話す・聞く）を「日常生活に困らない程度に会話できる」以上と回答しており、やさしい日本語は在留外国人にとって、理解しやすい可能性が高いことがわかっています。

こうした背景を踏まえ、出入国在留管理庁と文化庁は、共生社会実現に向けたやさしい日本語の活用を促進するため、2020年8月に書き言葉に焦点を当て、文書をやさしい日本語で記載するための方法を紹介した「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成し、続いて2022年10月には話し言葉に焦点を当て、話し言葉のやさしい日本語を使った効果的な話し方を整理した「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン～話し言葉のポイント」、2023年3月には地方公共団体等による行政職員及び地域住民に対するやさしい日本語の研修の企画・実施に役立てていただくための「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン別冊やさしい日本語の研修のための手引」を作成しました。

やさしい日本語を使うハードルは高くありません。これらのガイドラインを使って、身近なところからやさしい日本語を使ってもらえれば幸いです。

トピックス 地域イベントでF R E S C周知！ ～四谷大好き祭り～

F R E S Cをもっと多くの方たちに知ってもらいたい！

外国人在留支援センター（F R E S C／フレスク）が開所してから今年で4年目になりますが、コロナ禍の最中に開所したため、対面でのP Rイベントができず悔しい思いをしていましたが、2022年にP Rイベントによる広報をようやく実施することができました。

今回は、参加したP Rイベントのうち、「四谷大好き祭り」という地域密着型のイベントについて御紹介します。このイベントは四谷の商店会が中心となり、20年以上にわたって毎年秋に開催されているもので、コロナ禍では開催が見合わされていましたが、2022年秋にようやく再開されました。2022年は10月8日・9日の2日間、コモレ四谷での初の開催ということで、F R E S Cがコモレ四谷ビルに入居しているご縁から、F R E S Cも参加させていただき、出入国在留管理庁在留支援課と東京出入国在留管理局在留支援部門が一致団結し、法テラスの御協力もいただいて、F R E S Cや入管業務の広報のために様々な企画を実施しました。

具体的には、コモレ四谷ビル前の広場とビル内の大会議室に出展し、入国審査体験やF R E S C開所時の大臣記者会見を模した撮影会、入管マスコットキャラクターの塗り絵に始まり、F R E S Cセンター長が自ら行うF R E S C見学ツアーや、F R E S C職員によるセミナーなど多数の企画を実施しました。その結果、当日は500名以上の老若男女問わず幅広い方々に来場いただき、普段は触れる機会の少ない入管業務やF R E S Cの一端を知ってもらう非常に良い機会となりました。

F R E S Cの広報・周知はF R E S C開所当初からの課題であり、各種講演や研修などの形で取り組んでいます。今まではひと味違う、今回のお祭りのような「地域住民の方々への広報」という重要なP R活動を今後も積極的に実施していきたいと考えています。



四谷大好き祭り 屋内展示の様子
(コモレ四谷ビル14階大会議室)



四谷大好き祭り 屋外展示の様子
(コモレ四谷ビル前「出迎えの広場」
出展ブース内)

トピックス 地方公共団体職員外国人施策推進研修について

出入国在留管理庁では、当庁職員を対象とした研修のほかに、多文化共生施策に従事する地方公共団体職員への研修(地方公共団体職員外国人施策推進研修)を実施しています。この研修の特色として、地方公共団体の職員の方々に対し、オンラインによって研修を実施しているという点が挙げられます。

ここ数年で、インターネット上でセミナーや会議を開催できるツールの利用が急速に広まり、遠隔地にいる方とも容易に会議をすることが可能となっていますが、同ツールの利用は、本研修においても、次のようなメリットをもたらしています。

一つ目は、多くの方に研修に参加いただけることです。2022年度は、北は北海道から南は沖縄まで、全国各地から300人を超える参加申込みがありました。研修の受講希望者が、移動の手間や費用をかけず、自分に必要とする講義を、自宅や勤務先のデスクから受講できることにより、年々参加者数は増加しています。

二つ目は、遠隔地の外部講師への講師依頼が可能となったことです。2022年度の研修では、当庁の講師以外に、複数の地方公共団体の関係者に講師を務めていただきました。地理的な制約がないため、特色の異なる様々な地域の外国人住民に対する取組事例を伺うことができ、非常に興味深い内容となりました。

今後も、オンラインの特性を生かし、内容もアクセスも良い研修を目指して企画・立案して参ります。地方公共団体の皆様の、研修への御参加をお待ちしております。

第7章 不法滞在・偽装滞在者への対策等

第1節 不法滞在者対策の実施

1 不法滞在者数の縮減に向けた取組

これまでに実施した取組により、不法滞在者は一時着実に減少したが、政府を挙げての観光立国に向けた各種施策による外国人入国者数の急激な増加に伴って増加傾向がみられた。2020年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人の新規入国者が大幅に減少したものの、今後は増加することが見込まれるため、それに伴い不法残留者等は増加する可能性があることなどから、これら不法滞在者の取締りのため、相応の体制を維持しつつ、次の各取組を強化し、更なる不法滞在者数の縮減に努めている。

2 摘発の強化

出入国在留管理庁では、不法滞在者が多く存在している大都市圏を抱える地方出入国在留管理官署に摘発業務を専従とする「摘発方面隊」を設置するなど、当庁の摘発力を強化し、警察等関係機関との協力関係も強化して合同摘発を推進している。

また、不法滞在者の小口化・拡散化が顕著であることから、不法滞在者に係る各種情報の収集や分析等の充実に努めているほか、摘発対象に合わせて摘発に従事する入国警備官の編成を工夫するなど、効果的かつ効率的な摘発の推進に努めている。

3 出頭申告しやすい環境の整備

出入国在留管理庁では、全国各地に存在する不法滞在者の自主的な出頭を促進するための対策として、出国命令制度（資料編第5節5参照）を導入しているほか、「在留特別許可に係るガイドライン」^(注1)の改訂や事例の公表、出頭申告を促進するための広報を行っている。

2022年中には3,881人が同制度に基づき出国命令書の交付を受けている。

他方、2006年に策定・公表した「在留特別許可に係るガイドライン」について、その運用の透明性をより一層高めるため、2009年7月にこれを改訂し、出頭申告した場合は在留の許否判断において積極要素として検討することとした。

これらの出国命令制度と「在留特別許可に係るガイドライン」の改訂に関する積極的な広報による更なる周知にも努め、出頭申告しやすい環境を整備し、一層の自主的な出頭申告の促進を図っている^(注2)。

(注1) 在留特別許可の透明性・公平性を更に向上させるため、出入国在留管理庁においては、「在留特別許可に係るガイドライン」を策定・公表している。同ガイドラインには、在留特別許可の許否判断に係る積極要素及び消極要素として考慮要素を詳細に記載しているほか、許否判断を行うに当たっての考え方を示している。

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01_00008.html)

(注2) 広報活動の例

① 「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用促進月間」を実施し、不法就労防止に係る広報を行っている。

② 法務省や出入国在留管理庁のホームページに「出頭申告のご案内」を掲載し、帰国を希望する者、日本での在留を希望する者のいずれに対しても、出頭申告することのメリット及び出頭後の手続を分かりやすく案内している。

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan87.html)

第2節 偽装滞在者対策の実施

1 偽装滞在者等について

「偽装滞在者」とは、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に有する在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者のことであり、偽装滞在者対策は、不法滞在者対策とともに出入国在留管理行政上の重要な課題となっている。「偽装滞在者」は、表見上は飽くまでも「正規滞在者」であることから、その実態を正確に把握することは困難であるが、実質的には不正な入国・在留を画策する者として、その増加が懸念されている。

在留資格制度を悪用する偽装滞在者の存在は、我が国の出入国在留管理行政の根幹に関わるものであり、決して看過することができないことから、出入国在留管理庁としては、綿密な調査によって実態解明に努め、退去強制事由に該当する者には退去強制手続を執り、在留資格の取消事由に該当する者には在留資格の取消手続を執るなど、厳格な対応に努めている。

また、最近では、偽変造在留カードを行使したり、難民認定申請を悪用するなどの事案も相当数発生するなど、その手口は悪質・巧妙化していることから、警察等関係機関と緊密に連携し、悪質事案については積極的に刑事処分を求める等して、それらの者に対して厳格に対応するとともにこのような事案の実態解明に向けた取組の強化に努めている。

2 偽装滞在者等への取締りの実施

(1) 情報の収集・分析の強化

偽装滞在者対策を推進するためには、情報の収集・分析に基づく摘発等の効果的な取締りがより一層重要となってくる。

そのため、出入国在留管理庁においては、一般の方から寄せられる多数の情報を活用するほか、外国人の所属機関等からの届出情報、厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出情報、関係機関から共有される情報等、各種情報を活用した高度な情報分析を行うことによって、外国人の在留状況及び就労状況を的確に把握するとともに、分析結果を地方出入国在留管理官署で活用することにより、効果的な偽装滞在者の発見、摘発等を行い、それらの者に対して厳格に対応している。

(2) 摘発の強化・法の積極的な適用による対応

調査の結果、我が国での活動内容に制限がある在留資格をもって在留する者が、付与された在留資格に属さない就労活動を専ら行っていることが判明した場合には、資格外活動違反者として退去強制手続を執っている。

また、退去強制事由に該当しない場合であっても、入国警備官と入国審査官が協働してその実態解明に努め、在留資格取消事由に該当することが判明した場合には在留資格の取消手続を執るなど、取締りの強化に努めている。

3 不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への対応

入管法第24条の退去強制事由には、他の外国人に不正に在留の許可等を受けさせる目的で偽変造又は虚偽等の文書を作成・提供等した者、他の外国人に不法就労させた者、偽造の在留カードを行使の目的で所持したり、在留カードを偽造・提供等した者等が対象として規定されており、出入国在留管理庁では、警察等関係機関と緊密に連携しつつ、これらの規定を適用して不法滞在や偽装滞在に関与するブローカーを積極的に摘発するほか、不法就労助長事犯に関与する悪質な雇用主に対して厳格に対応している。

4 在留カード等の偽変造対策

2012年7月から開始された新しい在留管理制度において、中長期在留者に対して在留カードを、特別永住者に対しては特別永住者証明書を交付しているところ、これらは証明書としての性格を有するものであり、その社会的信用性を保護する必要性が高いことから、券面に様々な偽変造防止対策が施されている。しかし、近年、券面の偽変造技術が精巧化し、失効情報照会の仕組みを悪用した偽変造在留カード等作成事案も発生するなど、偽変造防止対策の強化が急務となっている。

そこで、2020年12月から、スマートフォン等で在留カード等のICチップの内容を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する、在留カード等読取アプリケーションを導入し、出入国在留管理庁ホームページ等において無料配布している。

在留カード等読取アプリケーション紹介ページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>)

在留カード等読取アプリケーション紹介動画

(<https://youtu.be/nF3Ati19QIY>)

第3節 処遇の適正化に向けた取組

1 被收容者の処遇に係る一層の適正化に向けた取組

出入国在留管理庁では、2010年9月の日本弁護士連合会との合意により、收容に関連する諸問題について、より望ましい方策等を実現するため、同連合会と継続的な協議を行うこととしており、入国者收容所等の被收容者に関し、弁護士会による定期的な電話相談や出張による法律相談が実施されている。

また、各收容施設の実情を勘案しつつ、保安上の支障がない範囲内において開放処遇を行い、戸外運動や入浴の時間を設けるなど日常生活面の充実に努めている。さらに、被收容者の体調等をより正確に把握するため、收容施設のある全官署に翻訳機器を配備し、通訳人や翻訳機器を活用しているほか、救急対応事案が発生した際の救急対応マニュアルを策定するなど、引き続き被收容者の人権により一層配慮した処遇に努めている。

2021年8月に公表した「名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査報告書」に挙げた改善策及び2022年2月に示された「出入国在留管理官署の收容施設における医療体制の強化に関する有識者会議」における提言を踏まえた医療体制の強化等、引き続き被收容者の処遇の更なる適正化に取り組むとともに、改善策全体のフォローアップに努めていくこととしている。

2 入国者収容所等視察委員会の活動等

入国者収容所等視察委員会は、警備処遇の透明性の確保や入国者収容所等の運営の改善向上を目的に設けられ、東京出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局の2か所に設置されている。各委員会は全国24か所（2023年3月末現在）の入国者収容所等及び出国待機施設を分担して、施設の視察や被収容者等との面接、被収容者等が提案箱に投かんした意見・提案の確認及び会議を実施し、これらを踏まえ、入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「所長等」という。）に意見を述べている。

2022年4月から2023年3月までの1年間においては、全国の対象施設で延べ17回の視察、35件の面接が行われ、所長等に対し65件の意見が述べられており、各委員会から提出された意見については、所長等が速やかに検討を行い、対応可能なものから措置を講じるよう努めている。

なお、委員については、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が非常勤職員として任命することとされており、具体的には、学識経験者、法曹関係者、医療関係者、N G O関係者、国際機関関係者及び地域住民代表などの幅広い分野の有識者の中から、委員会ごとに10人以内の委員が任命されている。

また、入管法の規定に基づき、同委員会が述べた意見及びこの意見を受けて所長等が講じた措置の内容等を取りまとめ、毎年、その概要を公表している。

3 被収容者の医療

出入国在留管理庁では、外部有識者による有識者会議で取りまとめられた報告書「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」において示された、庁内診療体制の強化、外部医療機関との連携体制の構築・強化などの医療体制の強化に向けて取り組んでいる。

常勤・非常勤の医師・看護師、薬剤師、診療放射線技師及び臨床心理士のほか、准看護師資格を取得した入国警備官など幅広い職種の医療関係者が、日々、被収容者の健康管理や診療などの業務に従事しており、そのほかにも、原則、新たに収容する者への健康診断や診療における通訳人の手配を実施することにより、被収容者の健康状態を的確に把握し、必要な対応をするなどの取組も行っている。

第4節 被退去強制者の送還促進

1 送還忌避者の安全・確実な送還の実施

近時、退去強制令書が発付された被退去強制者であっても、本邦における生活の継続等を理由に送還を忌避する者（送還忌避者）の存在が問題となっている。

送還忌避者は、日本で継続的に働きたいことや生活したいことなどを理由として送還を忌避するが、日本で犯罪を行っていたことや不法に働いたことなど、我が国のルールを守らなかったことを理由として、法定の手續を受けた上で、退去強制令書が発付された者であり、速やかに国外に退去させる必要がある。

出入国在留管理庁では、このような送還忌避者については、自らの意思で帰国するよう説得するとともに、それでもなお送還を忌避する者には、法の規定に基づき、最終的には護送官を付した上、定期就航便での送還を実施している。

送還忌避者の中には、航空機への搭乗を拒否されることを画策し、航空機搭乗時に大声を出しながら暴れる者や、機内で放尿したり、唾を吐くなどの迷惑行為を行う者、更には機内の備品を壊そうとする者がいる。

また、航空機内に限らず、送還することを被送還者に伝えた後、自暴自棄となり護送官を暴行する者や、自損行為に及ぶ者もいる。

このような送還妨害行為は送還忌避者が増加する要因の一つであることから、護送官は送還を妨害する行為を未然に防ぎ、また、被送還者・護送官双方の受傷等を避けるため、必要な制止を行って安全・確実に送還先国へ護送する必要がある。そのため、プロフェッショナルとして各自が日々鍛錬するとともに、起こりうる最悪の事態を想定して何度も繰り返し訓練を行っており、より実践的な訓練として、例えば、本物の航空機と同じ座席や機内の設備を再現した訓練施設を使用することもある。

2 チャーター機を利用した集団送還の実施

送還忌避者に対しては、できるだけ自らの意思で帰国するよう再三にわたり様々な工夫を用いて説得に努めているところ、それでもなお送還を忌避する者については、法の規定に基づき、最終的には護送官を付した上、定期就航便を利用した送還を実施してきた。

しかしながら、定期就航便を利用した送還は、被送還者が機内で大声を出すなどの迷惑行為に及んだりした場合、機長の判断により搭乗を拒否されて送還が実施できない場合があるほか、仮に搭乗ができた場合にも、一般の旅客が不安がるなど民間航空会社に多大な負担を強いる実情があった。

そのため、2013年から、機長から搭乗を拒否されることなく、かつ、送還先が共通する相当数の被退去強制者を一度に確実に送還できるチャーター機による集団送還を実施しており、2022年度末までに計8回（チャーター機運航先は5か国）、延べ339人を送還している。

3 IOM自主的帰国・社会復帰支援プログラムの利用促進

一方で、退去強制されることが決定した者の中には、帰国する意思はあるものの、帰国後の生活不安を主な理由として送還を忌避する者もいる。

これらの者のうち、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、国際移住機関（IOM）駐日事務所の協力を得て、2013年度から自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施している。本プログラムは、帰国後の職業紹介や医療機会の提供等の社会復帰支援を行うことにより、帰国後の不安を払拭し、被送還者の尊厳のある自主的な帰国を促すものである（**図表89**）。

これまで、複数の家族や個人が本プログラムの適用を受けてアジアを始めアフリカや南米等に帰国しており、帰国後はそれぞれの現地のIOM事務所による生活・就労・就学支援等が行われている。

引き続きIOMと協力して本プログラムを実施し、被送還者の自主的な帰国及び本国での社会復帰を促進することとしている。

図表89 IOM自主的帰国・社会復帰支援プログラムによる帰国者の推移

(人)

年	度	2018	2019	2020	2021	2022
帰	国	15	19	32	15	24
者	数					

第8章 難民の適正な保護の推進

第1節 難民を適正に保護するための取組

我が国では、これまでも難民と認定すべき者を適正に認定し、また、難民とは認定できない場合であっても、本国情勢等を踏まえ、人道上配慮が必要な者には我が国への在留を認めてきた。我が国の難民認定制度をめぐっては、近年における難民認定申請者数の急増や申立内容の多様化への対応のほか、難民該当性をどのように判断しているかが不明確であるなどの指摘を受けており、制度の透明性の向上が求められている。

このため、出入国在留管理庁においては、後述のとおり、適時・適切に、運用に関する必要な見直しや取組を進めている。

第2節 難民認定制度の見直し

1 難民認定制度の運用の見直し

(1) 概要

難民認定制度については、近年の難民認定申請者数の急増や、我が国での就労等を目的としていると思われる濫用・誤用的な申請の存在により、案件全体の審査期間が長期化し、難民を迅速に保護する上で支障が生じるなどの問題が生じていた。一方で、難民であるかどうかの認定判断の明確化などについても課題とされていた。

そこで、法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」から2014年12月に提出された報告書上の提言の趣旨を踏まえ、難民認定制度の運用を見直すこととし、2015年9月15日、「難民認定制度の運用の見直しの概要」として公表した。

(2) 適正な制度運用

見直しの内容は、①保護対象、認定判断及び手続の明確化、②難民認定行政に係る体制・基盤の強化、③難民認定制度の濫用・誤用的な申請に対する適切な対応であり、これまでの主な取組は以下のとおり。

① 保護対象、認定判断及び手続の明確化

難民認定者数等に係る報道発表において、難民と認定した事例、難民と認定しなかった事例、2016年以降は人道配慮により在留許可を行った事例も公表し、それぞれ判断のポイントを明示している。

また、2017年3月、親を伴わない年少者、重度の身体的障がいや精神的障がいを有する者又は重篤な疾病を抱える者の難民認定手続において、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを開始した。

② 難民認定行政に係る体制・基盤の強化

近年における申請者数の増加や申立内容の多様化に対応するため、難民調査官や難民審査参与員の増配置等による審査体制の強化を図っている。

また、難民該当性の判断に当たって必要となる出身国情報について、出入国在留管理庁においては、外務省、UNHCR等の関係機関と適切に連携しながら、最新の情報を積極的に収集している。特に、本庁に出身国情報の収集等を専従して行う係を設置し、同係において

収集した情報は、難民認定審査の実務において活用しているほか、地方局の難民調査官においても、本庁の専従職員と連携しながら、事案に即した最新の出身国情報の収集に努めている。

③ 難民認定制度の濫用・誤用的な申請に対する適切な対応

2015年9月から、難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない事情を主張する事案など難民認定制度の濫用・誤用的申請については、本格的な調査に入る前の段階で振り分け、難民調査官による事情聴取等申請者が十分主張を行う機会を確保しつつ、迅速処理を行うとともに、在留資格上の措置として濫用・誤用的な申請を繰り返す再申請者への就労を認めない措置（以下本節において「就労制限」という。）や在留を認めない措置（以下本節において「在留制限」という。）を開始した。

なお、申請の振分けに関しては、案件処理の適正性を確保する観点から、外部の専門家で構成される難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議による検証を実施した。

2 入管法施行規則の改正による制度の見直し

2017年6月、入管法施行規則の一部を改正する省令の施行により、法務大臣のみに認められていた難民の認定に係る権限等が地方入国管理局長（当時）に委任された。また、再申請用の難民認定申請書様式の新設により、案件の振分けや就労制限・在留制限に係る判断を効率的に行い、案件処理過程の合理化を図った。

3 難民認定制度の運用の更なる見直し

(1) 経緯

前述のとおり、2015年9月以降、濫用・誤用的な難民認定申請者に対しては、申請の内容に応じて、就労制限や在留制限を執ってきた。これらの措置は、難民認定申請を繰り返す再申請者を対象とするものであり、再申請の抑制に一定の効果を発揮したものの、依然として、初回申請者による濫用・誤用的な申請が急増し、2017年の申請者数は1万9,629人と過去最高となり、難民の迅速な保護に支障を生じる事態となっていた。

そこで、(2)のとおり、難民認定制度の運用の更なる見直し（以下本節において「運用の更なる見直し」という。）を行い、2018年1月から実施している。

(2) 概要

運用の更なる見直しの内容については、以下のとおり。

① 振分け期間の設定

申請の受付後に案件の内容を振り分ける期間（2月を超えない期間）を設け、その振分け結果を踏まえて、速やかに在留資格上の措置（在留許可、在留制限、就労許可、就労制限）を執ることとする。

② 難民該当性が高い申請者への更なる配慮

難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる申請者については、これまで難民認定申請から6月経過後に就労可能な「特定活動」（6月）の在留資格を許可していたが、申請案件の振分け後、速やかに就労可能な「特定活動」（6月）の在留資格を許可することとし、より迅速な保護を図る。

③ 濫用・誤用的な申請への更なる厳格な対応

ア 初回申請について

(ア) 難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てる申請者については在留

制限を執ることとする。

(イ) 在留制限をしない場合でも、失踪した技能実習生や退学した留学生等本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に難民認定申請を行った申請者や、出国準備期間中に難民認定申請を行った申請者については、就労制限を執ることとする。また、この場合の在留期間は、従前の「6月」から「3月」に短縮する。

イ 再申請について

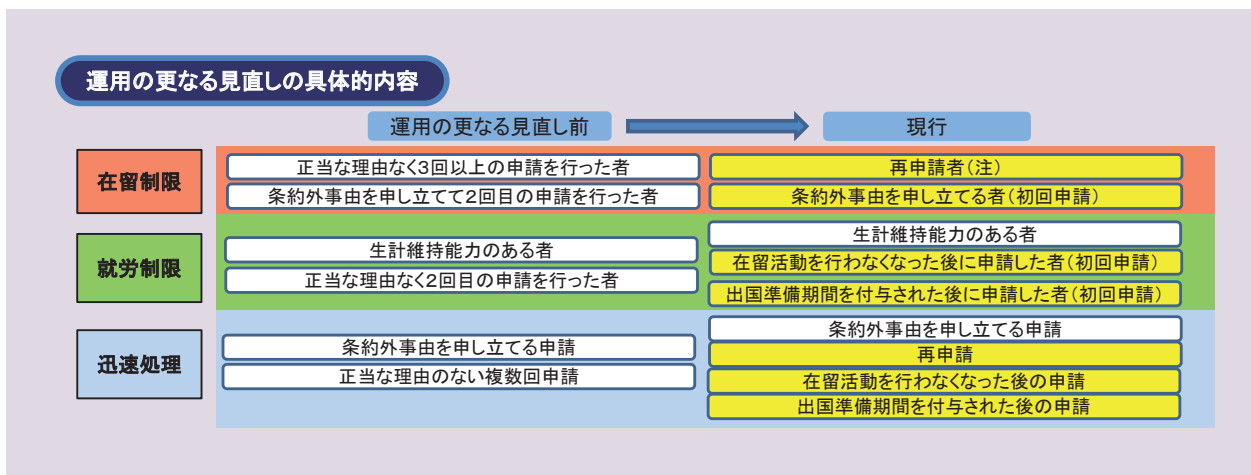
原則、在留制限を執ることとする。

ただし、再申請者であっても、難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる申請者については、上記②にある保護を図る。

ウ 迅速処理について

上記ア及びイの対象となる難民認定申請者の案件については、迅速な審査を行い、早期に処理することとする（図表90）。

図表90 難民認定制度の運用の更なる見直しの概要



(注) 難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる申請者を除く。

4 難民認定制度の運用の見直し後の状況

これらの取組の結果、2017年に1万9,629人と過去最高となった難民認定申請者数は、2018年には1万493人と半減した。なお、2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、新規入国者数が大幅に減少したことにより、難民認定申請者数は、2021年は2,413人、2022年は3,772人となっている。

その一方で、難民認定者数は増加しており（2018年は42人、2019年は44人、2020年は47人、2021年は74人、2022年は202人）、これまでのところ、濫用・誤用的な申請を抑制し、難民の迅速な保護を図るという目的にかなう一定程度の効果を上げている。

しかしながら、我が国での就労等を継続する手段としての申請は依然として見受けられる上、近年では既に退去強制処分が決定しているにもかかわらず、送還を忌避するために申請を繰り返す者も一定数いることから、問題の抜本的解決に向け、これまでの取組の効果を踏まえつつ、法制度と運用の両面から検討を進めることとしている。

第3節 難民認定制度の運用の一層の適正化

出入国在留管理庁では、UNHCR等の関係機関と緊密に連携しつつ、①難民該当性に関する規範的要素の明確化、②難民調査官の能力向上及び③出身国情報の充実を3つの柱として、難民認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでいる。

これらの取組を加速させるため、2021年7月、UNHCRとの間で協力覚書（MOC）を交換した。協力覚書の下、UNHCRとは、出身国情報の収集や研修の実施に係る協力を継続するとともに、新たな協力として、実際の事例を題材とした難民調査官の調査の在り方についてのケース・スタディ等を実施している。

1 難民該当性に関する規範的要素の明確化

2023年3月24日、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定し、公表した。同手引は、これまでの我が国の実務等を踏まえ、UNHCRが発行する諸文書等も参考にした上で、UNHCRとの意見交換も経て策定したものである。手引の策定・公表により、難民認定制度の透明性が高まり、その信頼性の向上にもつながることに加えて、難民認定審査に携わる職員が手引を参照することでより適切で効率的な審査の実現につながることで、手引を踏まえた難民認定申請がなされることで迅速な難民認定につながることも期待される。

また、同手引においては、性的マイノリティであることやジェンダーに関連する迫害は難民条約にいう「特定の社会的集団の構成員」を理由とする迫害に該当し得ることも明記した。

手引の内容は、我が国の難民認定実務や難民を取り巻く諸外国の情勢の変化等を踏まえて、新たに整理されることも想定されるところ、手引の更新についてはその必要性を不断に検討していくこととしている。

2 難民調査官の能力向上

これまでUNHCR、外務省、国際情勢に関する専門知識を有する大学教授等の協力を得ながら、難民調査官等に対する研修を実施している。

また、難民調査官に対し、難民認定手続における事実認定の留意事項について共有し、そのフォローアップを行うなど、的確な事実認定に資する取組を推進している。

さらに、上述のケース・スタディを踏まえ、難民認定申請者に対する面接による事情聴取の際に配慮すべき事項を整理し、職員に周知するといった取組も行っている。

3 出身国情報の充実

難民認定審査の際に参照するため、政府機関の報告、出身国に関する報道、UNHCRが保有する情報等、申請者の出身国情報や国際情勢に関する情報を幅広く収集している。これまで、外務省、UNHCR等の関係機関と適切に連携しながら、最新の情報を積極的に収集しているところ、さらに、難民を多数受け入れている諸外国当局と出身国情報に関する情報交換等を積極的に行うことなどを通じて、出身国情報の一層の充実を図ることとしている。

第4節 第三国定住による難民の受入れ

1 第三国定住とは

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的な庇護を受けている難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させ、定住を認めるものであり、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つと位置付けられ、UNHCRは、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民（第三国定住難民）の受入れを各国に推奨している。我が国においても、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、2010年度から第三国定住による難民の受入れパイロットケースを開始し、2015年度以降、受入れを本格実施し、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を毎年約30名受け入れることとした。出入国在留管理庁は、主に受け入れる第三国定住難民の選考手続を担当、面接調査を行うなどしている。

2 2020年度以降の受入れ

2018年10月、引き続き第三国定住難民の受入れを実施していくに当たり、受入れ対象の拡大の要否、拡大する場合の範囲等についての検討を行うため、関係省庁及び有識者から成る検討会が設置^(注1)され、同検討会による検討結果の取りまとめ内容を踏まえ、2019年6月28日の閣議了解^(注2)及び同日付の難民対策連絡調整会議決定^(注3)により、2020年度以降、第三国定住による難民の受入れ対象をアジア地域に一時滞在する難民（出身国・地域を問わない。）に拡大し、家族単位での受入れに加えて単身者も受け入れること、受入れ人数についても年に約60名（受入れ回数も年に1回から2回に変更。）の範囲内に拡大すること、また、家族呼び寄せの対象を第三国定住により受け入れた難民の親族とすることなどの決定がなされたところ、出入国在留管理庁としては、これら政府方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、引き続き適切に役割を果たし、同難民の円滑な受入れに努めることとしている。

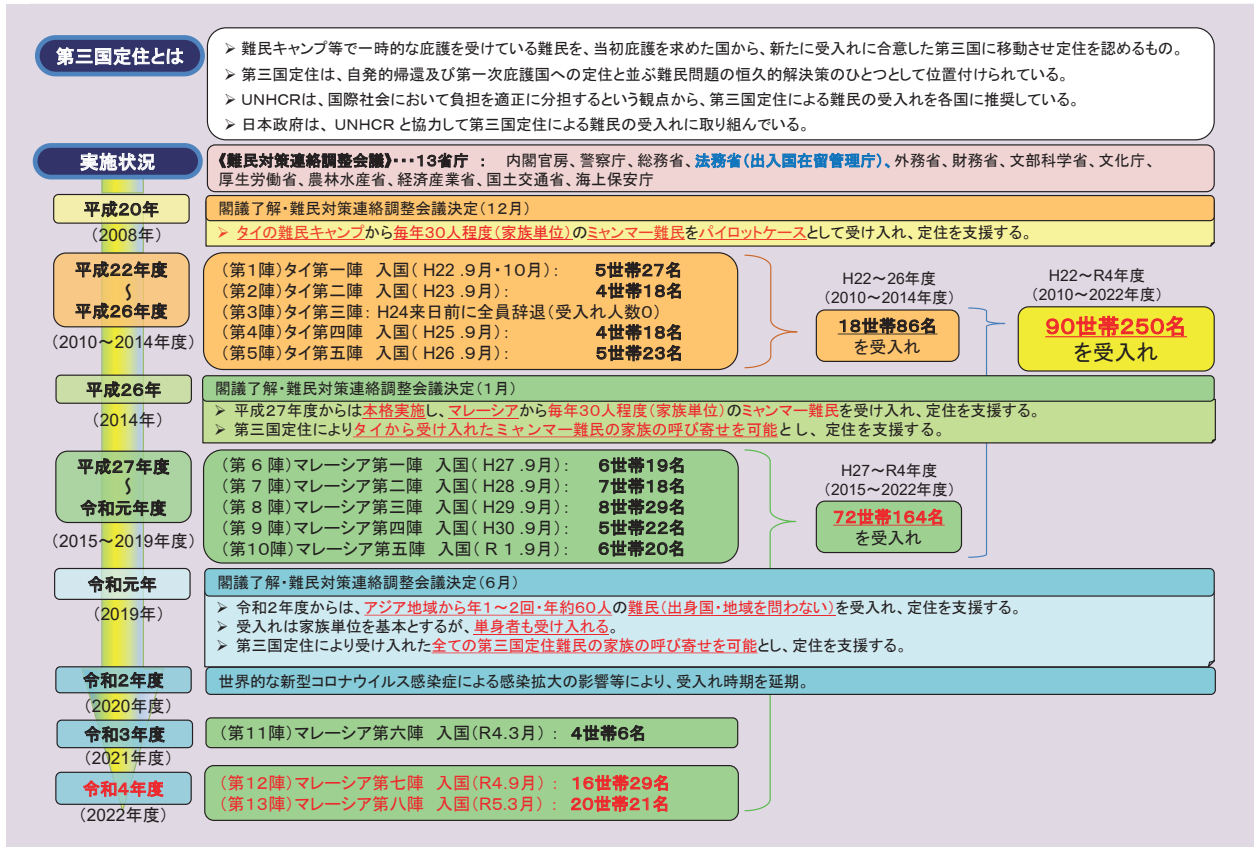
2020年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、第三国定住による難民を受け入れるには至らなかったものの、2021年度には6名（2家族4名及び単身者2名）の難民を受け入れた。2022年度第1回目受入れにおいては、29名（4家族17名及び単身者12名）を、第2回目受入れにおいては、21名（1家族2名及び単身者19名）の難民を受け入れた。我が国では、これまでに90家族250名（単身者35名を含む。）の難民を第三国定住難民として受け入れている（**図表91**）。

(注1) 平成30年10月22日難民対策連絡調整会議決定「第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会について」

(注2) 令和元年6月28日閣議了解「第三国定住による難民の受入れの実施について（一部変更）」

(注3) 上記閣議了解の一部変更を受け、令和元年6月28日付けで、平成26年1月24日付け難民対策連絡調整会議決定「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」を一部改正

図表91 第三国定住による難民の受入れ実施状況・実績



第5節 民間支援団体との連携の推進

難民関連行政については、民間又は法律家の立場で難民保護を推進する者との協議を通じて具体的改善を見いだすことや、市民団体と連携及び協働することによって、より良い施策の実現に取り組んでいく必要があると考えられる。

そこで、2012年2月10日、難民認定手続を始め、入国管理局(当時)が所掌する難民関係の行政に関する改善点を探る協議や、難民認定手続中等の者に対する難民支援団体による住居の提供等に関する情報交換等を行っていくこと等について、難民を支援する団体・NGOのネットワーク組織である特定非営利活動法人なんみんフォーラム及び日本弁護士連合会の三者間で合意し、覚書を締結した。

この覚書を踏まえての三者の協議により、2012年4月から2014年3月までの間、成田国際空港において難民該当性を主張する者のうち、住居の確保が困難な者について、入国管理局(当時)からなんみんフォーラムに住居の確保を依頼し、受入れ可とされた者に対して、一時庇護のための上陸許可又は仮滞在許可をするパイロットプロジェクト事業を実施した。

その後、三者間の協議を経て、現在、同事業と同様の措置を成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港において実施しており、2017年3月からは、これらの空港支局から東日本入国管理センター、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局又は大阪出入国在留管理局に移送され、移送先の官署で仮滞在許可又は仮放免許可に関する判断を行う場合も、同措置の対象としているところ、2022年までに49人(パイロットプロジェクト事業の対象者及び同事業の開始以前に同様の措置を執られた者を含む。)が同措置の対象者となった。

第6節 シリア人留学生の受入れ状況

シリア人留学生の受入れは、2016年5月20日に開催された第1回「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合」において中東地域安定化のための包括的支援の一環として、シリア危機により就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成する観点から、JICAの技術協力等を活用し、5年間で最大150人のシリア人留学生を受け入れることとした政府の取組である。2017年度から2022年度末までのシリア人留学生の受入れ人数^(注)は、121人となっている(図表92)。

図表92 シリア人留学生の受入れ状況

(人)

年 度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	総数
受入れ人数	28	29	22	16	20	6	121

第7節 本国情勢を踏まえたミャンマー人、アフガニスタン人及びシリア人の庇護状況

世界の難民情勢をみると、シリア人など100万人を超す難民・移民が欧州諸国に流入した2015年欧州難民危機以降、2021年にはミャンマーにおける国軍のクーデターやアフガニスタンにおけるタリバンの首都制圧、2022年にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻などにより、多数の難民・避難民が発生し、世界の難民・避難民の数は1億人を超えた。

こうした情勢を踏まえ、特にミャンマー人、アフガニスタン人及びシリア人に対して、我が国においては、以下のとおり対応している(ウクライナ避難民等の受入れ・支援については第2章参照)。

1 ミャンマー人の庇護状況

ミャンマーにおいては、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化した。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生するなど、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受け、出入国在留管理庁では、同年5月28日、本国における情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人(ミャンマーに常居所を有する外国人を含む。)について、緊急避難措置として、在留資格「特定活動」での在留を認めることとした。この措置に係る「特定活動」を有して在留している者は、2022年12月末時点で、難民認定手続を経た者を含め、9,527人となっている。

難民認定手続の結果、難民と認定した者は2021年に32人、2022年に26人となっている。また、難民とは認定しなかったものの、本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は2021年に498人、2022年に1,682人となっている。

(注) シリア人留学生の受入れ人数は、①JICAが実施するシリア難民に対する人材育成事業「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」(JISR)において、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)との連携により、留学生として受け入れられた者及び②文部科学省が実施する国費留学生制度において、国費留学生として受け入れられた者の数である。なお、国費留学生制度においては、シリア難民であることが募集要件とはされていない。2017年度から2021年度までの5年間は①及び②の人数を計上しており、2022年度は①の人数を計上している。

2 アフガニスタン人の庇護状況

アフガニスタンにおいては、2021年8月15日、タリバンが首都カブールを制圧するなど、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁では、本国における情勢不安を理由に我が国への在留を希望するアフガニスタン人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとした。この措置に係る「特定活動」を有して在留している者は、2022年12月末時点で、難民認定手続を経た者を含め、329人となっている。

難民認定手続の結果、難民と認定した者は2021年に9人、2022年に147人となっている。また、難民とは認定しなかったものの、本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は2021年に2人、2022年に10人となっている。

3 シリア人の庇護状況

シリアにおいては、2011年3月中旬以降、各地で反政府デモが発生し、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、シリアにおける情勢不安を理由に我が国への在留を希望するシリア人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとした。

この措置に係る「特定活動」を有して在留している者は、2022年12月末時点で、難民認定手続を経た者を含め、216人となっている。

難民認定手続の結果、認定者は2011年から2022年までで22人、難民とは認定しなかったものの、本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は2011年から2022年までで81人となっている。

第9章 国際社会及び国際情勢への対応

第1節 条約締結等への対応

1 二国間・多国間枠組みへの対応

締約国間における貿易の自由化・円滑化を促進し、サービス貿易等、各種経済分野の政策の調和や規制の緩和、協力等を目的としたEPAのような枠組みにおいて、「自然人の移動」分野において出入国在留管理庁としての立場から対応している。

また、OECD（経済開発協力機構）、APEC（アジア太平洋経済協力）、ICAO（国際民間航空機関）等、多国間での情報・意見交換や協力関係の向上を目的とした枠組み等について、所管業務に深く関連するものとして、積極的な対応を行っている。

さらに、港湾手続の簡易化を目的として、関係書類様式の採用や手続の簡素化等を含む「1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約」（FAL条約）や空港における出入国・税関・検疫・空港管理手続の簡易化を目的とした「国際民間航空条約」（シカゴ条約）について、我が国の出入国在留管理制度との整合性等の観点から必要に応じ調整を行っている。

2 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応

我が国が締結している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際人権B規約）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、「児童の権利に関する条約」（児童の権利条約）、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（拷問等禁止条約）、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）及び「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」（強制失踪条約）の実施状況等に関する政府報告について、出入国在留管理庁では、出入国在留管理行政に関する観点から報告書の作成や政府報告の審査及びそのフォローアップに関わっている。

第2節 国際会議・国際交流

1 第2回東京イミグレーション・フォーラムの開催

2022年12月12日から14日まで、法務省及び出入国在留管理庁が主催する、第2回東京イミグレーション・フォーラムが、18か国・地域（オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、カナダ、中国、香港、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、英国及びベトナム）の入国管理当局の代表（高級実務者）の参加を得て、開催された。会議には、このほか、IOM、参加国の駐日大使館及び関係省庁が参加した（オンライン参加と来場参加のハイブリッド方式で開催）。

冒頭、齋藤法務大臣（当時）が開会の挨拶を行い、続いて、IOMのアントニオ・ヴィトリノ事務局長による基調報告が行われた。

全体会合では、「コロナ禍からの回復における出入国在留管理行政の課題」について、コロナ禍から人流が回復する中で各入管当局が直面する課題とそれに対する取組について説明がな

され、「外国人との共生社会の実現に向けた取組と課題」については、在留外国人が安心して生活・就労できるために、情報伝達する際の言語の問題への取組などについて、参加者から発表や意見交換が行われた。

全体会合の合間に開催された分科会では、「送還を巡る諸問題への取組」及び「効果的な出入国在留管理に資する技術活用に係る取組」の2つのテーマに関して、参加者間で課題の共有や意見交換が行われた。

参加者は、本フォーラムが入管当局間の国際的プラットフォームとしての役割を果たしていることを評価し、今回の会議で議論されたテーマを含め、引き続き入管当局間において課題の共有と意見交換を行っていく必要性を確認するとともに、今後も本フォーラムを定期的に開催し、次回は2023年度中に東京で開催することを歓迎した。



第2回東京イミグレーション・フォーラム

2 国際会議への対応

国際テロ対策や国際組織犯罪対策を検討する上級専門家会合「G7ローマ・リヨングループ」のサブグループの一つである移民専門家会合では、G7が協力して取り組むべき不法移民対策、偽変造文書対策等について議論が行われている。

2022年10月にはドイツ、2023年3月にはオンライン形式で同会合が開催され、出入国在留管理庁から職員が参加して各国の入国管理当局の担当者と情報・意見交換を行った。

また、出入国在留管理庁では、上記の国際会議以外にも、人身取引対策に関する政府協議調査団への参加により近年の人身取引対策への取組について情報交換するとともに、領事当局間協議等に出席して積極的に我が国の立場を説明し、各国との協力関係の構築に努めているほか、ASEAN入管総局長・外務省領事局長会合+3協議等、多国間での情報共有や意見交換を目的とした会合にも参加している。

3 国際交流

出入国在留管理庁では、諸外国の入国管理当局との様々なレベルでの意見交換や、諸外国の関係機関からの視察の受入れを行うなど、各国・地域と積極的に交流を図り、協力関係の強化に努めている。

2022年度は、韓国の入国管理当局と入国管理局長級会議を開催し、また、台湾との間では、（公財）日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が開催した意見交換に参加し、相互の取組に係る情報共有や意見交換を行った。

また、韓国、ウズベキスタン、カンボジア等の関係者が出入国在留管理庁を訪問し、意見交換等を行った。

第10章 広報活動

第1節 広報活動の推進

出入国在留管理行政の円滑な遂行のためには、国内外への広報活動・啓発活動が果たす役割は大きく、従来から積極的な広報活動等に努めている。主な広報活動としては、出入国在留管理行政の実情や新たな制度又は手続の変更等について適時・適切に情報提供を行うことが挙げられる。

出入国在留管理行政の実情については、出入国者数や在留外国人数、不法残留者数、難民認定申請者数等の出入国在留管理行政に関する統計を報道発表し、出入国在留管理庁ホームページにも掲載・案内している。また、在留特別許可の事例や在留審査及び難民認定審査の平均処理期間、空港における入国審査待ち時間といった情報も公表し、出入国在留管理行政の現況を広く理解していただけるよう努めている。

また、出入国在留管理制度や手続案内についても積極的に広報しており、各種制度案内等について、出入国在留管理庁ホームページに掲載したり、ポスターやリーフレットを配布するなどして、その周知を図っている。加えて、当庁業務の理解促進を目的として、各種広報動画を作成、公開したり、各種イベントに出展するなどして、広報活動を行っている。

さらに、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、2022年度からは、「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」を主題として、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に、不法就労防止対策のほか、外国人労働者を受け入れるに当たっての留意点等の啓発活動を行っている。



出入国在留管理庁～その使命と役割～（業務紹介動画）



外国人の受入れ及び共生に関する取組紹介動画

出入国在留管理庁～その使命と役割～（業務紹介動画）

(<https://youtu.be/Ce4yWo1UbOo>)

外国人の受入れ及び共生に関する取組紹介動画

(<https://youtu.be/rGv5sAsShsY>)

第2節 情報発信

1 出入国在留管理庁ホームページ

出入国在留管理庁ホームページ (<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>) では、入国・在留
手続等のQ & Aや、地方出入国在留管理官署の所在地、連絡先、窓口開設時間等の情報提供の
ほか、当庁で実施している在留支援の取組や各種会議等の政策情報等を一元的に発信してお
り、利用者にとって必要な情報を容易に入手できるようにコンテンツの充実やユーザビリティ
及びアクセシビリティの向上に努めている。

また、外国人への情報提供の機会の充実を図るため、2021年2月には多言語ホームページを
新たに開設し14言語に対応していたところ、2023年3月には、ホームページに自動翻訳機能を
導入し、さらに対応言語を100言語以上まで増やすことにより、外国人にとっても利便性の高
いものとなるよう配慮している。

2 出入国在留管理庁SNS等

(1) 出入国在留管理庁X（旧ツイッター）・フェイスブック

出入国在留管理庁では、広報活動の一層の充実を図るため、出入国在留管理庁のX（旧ツイッ
ター）アカウント及びフェイスブックアカウントを通じて、新たな制度案内や在留外国人への
生活に役立つ情報等を発信している。

また、地方出入国在留管理官署のX（旧ツイッター）及びフェイスブックアカウントでは、
在留審査窓口の来庁者向けに待ち時間情報をリアルタイムに発信しているほか、空港内等で行
われる各種イベントやキャンペーンの告知等も行っている。

(2) 出入国在留管理庁メール配信サービス

前述のホームページ・SNSに加え、更なる情報発信の強化として、出入国在留管理庁では
メール配信サービスにより、出入国に関する情報や、在留手続に関する情報、在留支援に関す
る情報等を日本語・やさしい日本語・英語で随時配信している。

このメール配信サービスは、ユーザー側が受信を希望する情報を選択することができるよう
になっており、個々のユーザーのニーズに応じた情報発信を行っている。

○出入国在留管理庁X（旧ツイッター）アカウント



○出入国在留管理庁フェイスブックアカウント



○出入国在留管理庁メール配信サービス



(20) 出入国在留管理庁 (Immigration Services Agency) (@MOJ_IMMI) さん

← 出入国在留管理庁 (Immigration Services Agency)
1,189 件のツイート

在留申請手続はオンライン申請が便利です。




オンラインによる在留手続のPRキャラクター「らずっぴ」

プロフィールを編集

出入国在留管理庁 (Immigration Services Agency)
@MOJ_IMMI

出入国在留管理庁(Immigration Services Agency)の公式Twitterアカウントです。皆様のお役に立つ情報を発信します。当アカウントへのリプライ等に対して個別の対応はいたしません。運用方針等はこちらです。→[moj.go.jp/isa/about/pr/...](https://moj.go.jp/isa/about/pr/)

🔗 moj.go.jp/isa/index.html 📅 2015年9月からTwitterを利用しています

23 フォロー中 1.9万 フォロワー


ツイート 返信 メディア いいね

📌 固定されたツイート


 **出入国在留管理庁 (Immigration Services Agency)** @MOJ_IMMI · 2021年1月5日 ...

入管を名乗る不審な電話にご注意ください
詳細はこちら→[moj.go.jp/isa/publicatio...](https://moj.go.jp/isa/publication/)

请注意声称入管的可疑电话
详细信息→[moj.go.jp/isa/publicatio...](https://moj.go.jp/isa/publication/)

 **出入国在留管理庁 (Immigration Services Agency)** ...
6月12日 14:57

【未来創造人材制度がはじまりました！】
日本での就職を目指す方！日本で起業したい方！今年4月から、#未来創造人材制度 (J-Find) が新たに始まりました。
日本で「就職活動」又は「起業準備活動」を行う場合、優秀な海外大学を卒業した方等であれば、「特定活動」(未来創造人材)の在留資格で、最長2年間の在留が可能となりました。
詳細はこちら→
<https://www.moj.go.jp/.../status/designatedactivities51.html>

高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設について  出入国在留管理庁

未来創造人材制度 (J-Find) の概要

対象者：以下の3要件全てを満たす者

- (1) 3つの世界大学ランキング(※1)中、2つ以上で100位以内(※2)にランクインしている大学を卒業、又はその大学の大学院の課程を修了して学位又は専門職学位を授与されている
- (2) 卒業から5年以内
- (3) 滞在当初の生計維持費20万円の所持

→

在留資格「特定活動」(未来創造人材)を付与

活動内容

- ・就職活動
- ・起業準備活動
- ・上記活動を行うために必要な資金を補うための就労

在留期間は、最長2年間(1年又は6月ごとに更新が必要)(※2)

配偶者・子について
扶養する配偶者・子は、在留資格「特定活動」(未来創造人材の配偶者等)が付与され、帯同することが可能。なお、配偶者・子の就労には、資格外活動許可が必要。


(※1) ①カレッジ・ワールド ②タイムズ ③QS ④U.S. News & World Report ⑤THE ⑥Financial Times ⑦EQUIS ⑧AACSB ⑨AMBA
(※2) 1. 特定活動(就職活動)、起業準備活動、特区創業活動促進事業、特定活動(卒業後起業活動)等の類似制度と併せて累計2年を超えない範囲で活用できる

インサイトと広告を見る 投稿を宣伝

👍 24 🗨️ 2 🔄 31

👍 いいね! 🗨️ コメントする 🔄 シェア

関連度の高い順 ▼

 コメントを入力...

出入国在留管理庁X(旧ツイッター)及びフェイスブック

トピックス 各種イベントへの出展による広報活動について

出入国在留管理庁では、広報活動の一環として、各種イベントにおける出展を通じて当庁業務に係る展示や案内を行い、もって広く出入国在留管理行政の周知に努めています。今後も様々なイベントへ積極的に出展するなどして、出入国在留管理行政への理解に資する広報活動を行っていく予定です。

2022年においては、以下のイベントに出展し、広報活動を実施しました。

1 グローバルフェスタ JAPAN

2022年10月1日から2日まで東京国際フォーラムで開催された日本国内最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN」では、ウクライナ避難民支援や在留外国人支援等の施策に係る展示を行いました。若い世代を中心に国際協力に興味関心のある多くの方が来場され、展示資料を読まれた上で、様々な質問があり、当庁の業務への理解を深めていただく機会となりました。



グローバルフェスタ JAPANにおける出展の様子1



グローバルフェスタ JAPANにおける出展の様子2

2 テロ対策特殊装備展（SEECAT）

2022年10月5日から7日まで東京ビッグサイトで開催された「テロ対策特殊装備展（SEECAT）」では、水際対策やテロ対策を中心とした展示を行いました。また、新型バイオカートを表示し、来場者に個人識別情報の取得を体験してもらいました。来場者からは、当庁の入国審査やインテリジェンス機能について質問が寄せられるなど、当該業務に高い関心が示されました。



水際対策に関する講演会の様子



テロ対策特殊装備展における出展の様子

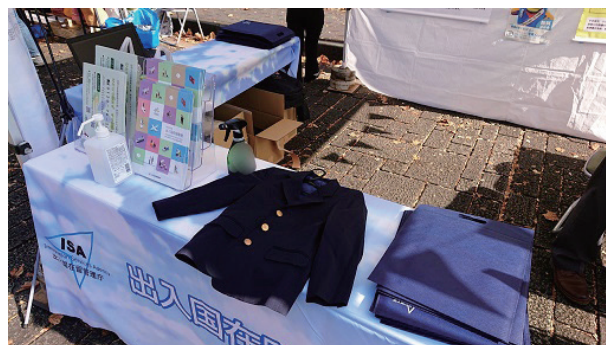
3 ユリノキテラス

2022年11月12日に迎賓館で開催された内閣府迎賓館主催の「ユリノキテラス」では、ウクライナ避難民支援や在留外国人支援等の施策に係る展示を行いました。また、子ども用制服の着用体験に併せて、とりぶ（東京出入国在留管理局マスコットキャラクター）との撮影会を実施したところ、ブースに子ども達が一斉に集まるなど人気を博しました。

会場は地域住民、各種団体、学校、出店者及び出演者等で賑わい、幅広い層の来場者に当庁ブースを訪問いただき、出入国在留管理行政への理解を深めていただきました。



子ども用制服の着用体験におけるとりぶとの撮影会



ユリノキテラスにおける出展の様子

第11章 組織・体制

近年の出入国在留管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

2023年度末時点で出入国在留管理行政は、出入国在留管理庁を始めとする全国の出入国在留管理関係機関において6,314人の職員によって遂行されているが、出入国在留管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、依然として体制整備面での課題も少なくない。

第1節 組織・機構

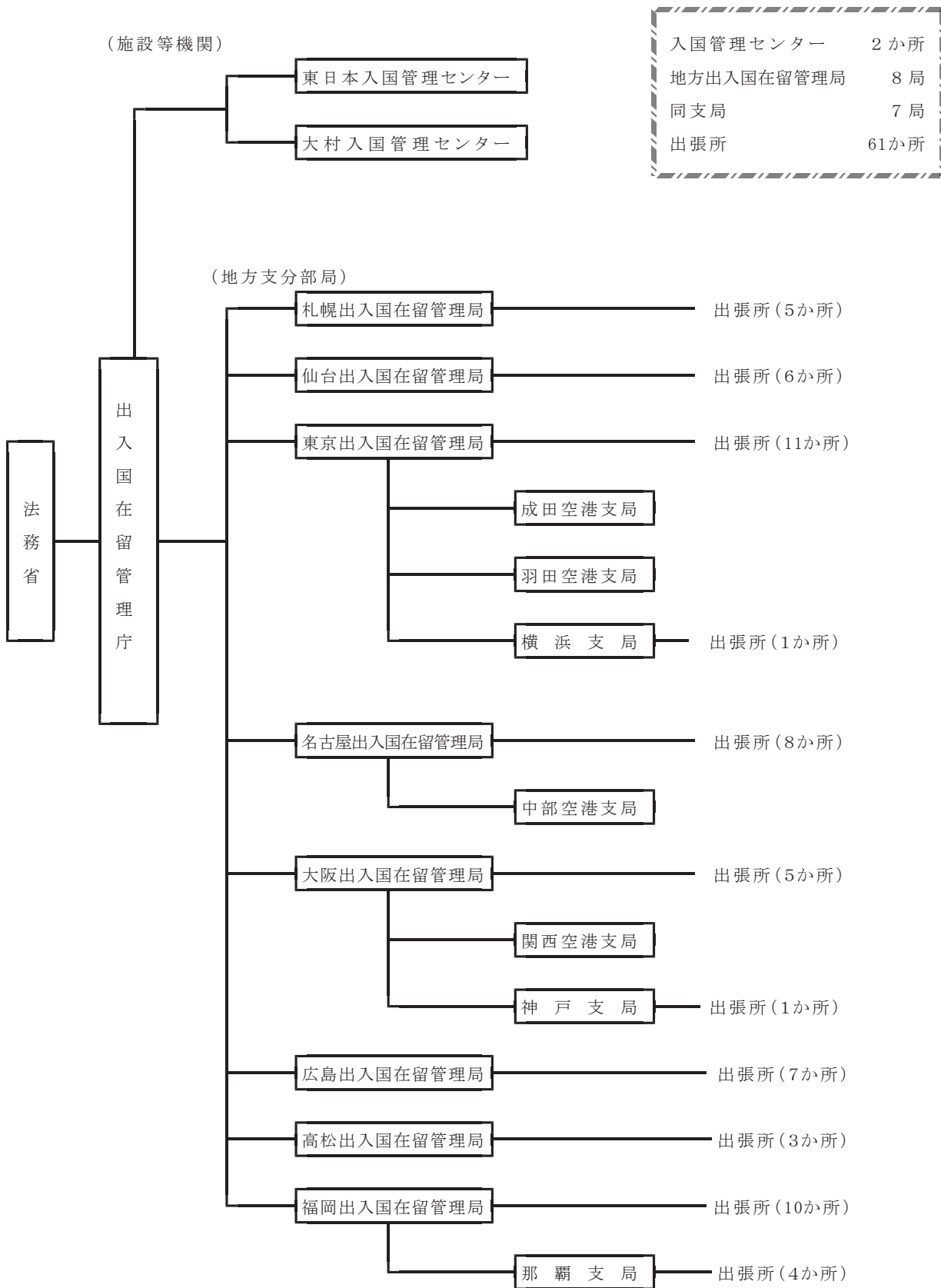
1 出入国在留管理官署の概要

出入国在留管理業務を所掌する組織としては、法務省の外局として出入国在留管理庁が設置され、また、出入国在留管理庁の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方出入国在留管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、出入国在留管理庁の施設等機関として入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、在留支援、退去強制手続、難民の認定、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整といった出入国在留管理行政関係の様々な業務を行っている。

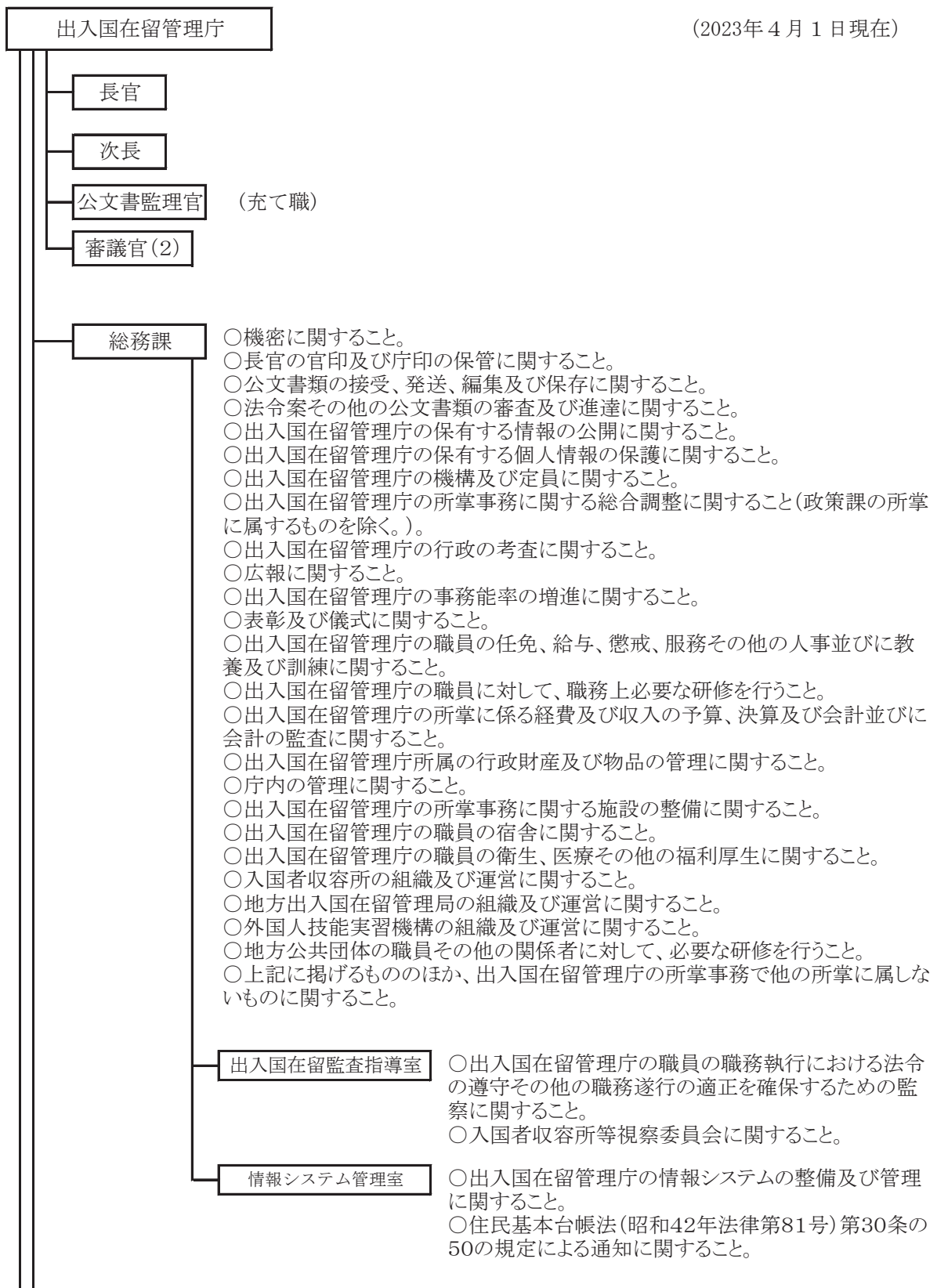
これら、出入国在留管理庁、地方出入国在留管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「出入国在留管理官署」という（[図表93、94](#)）。

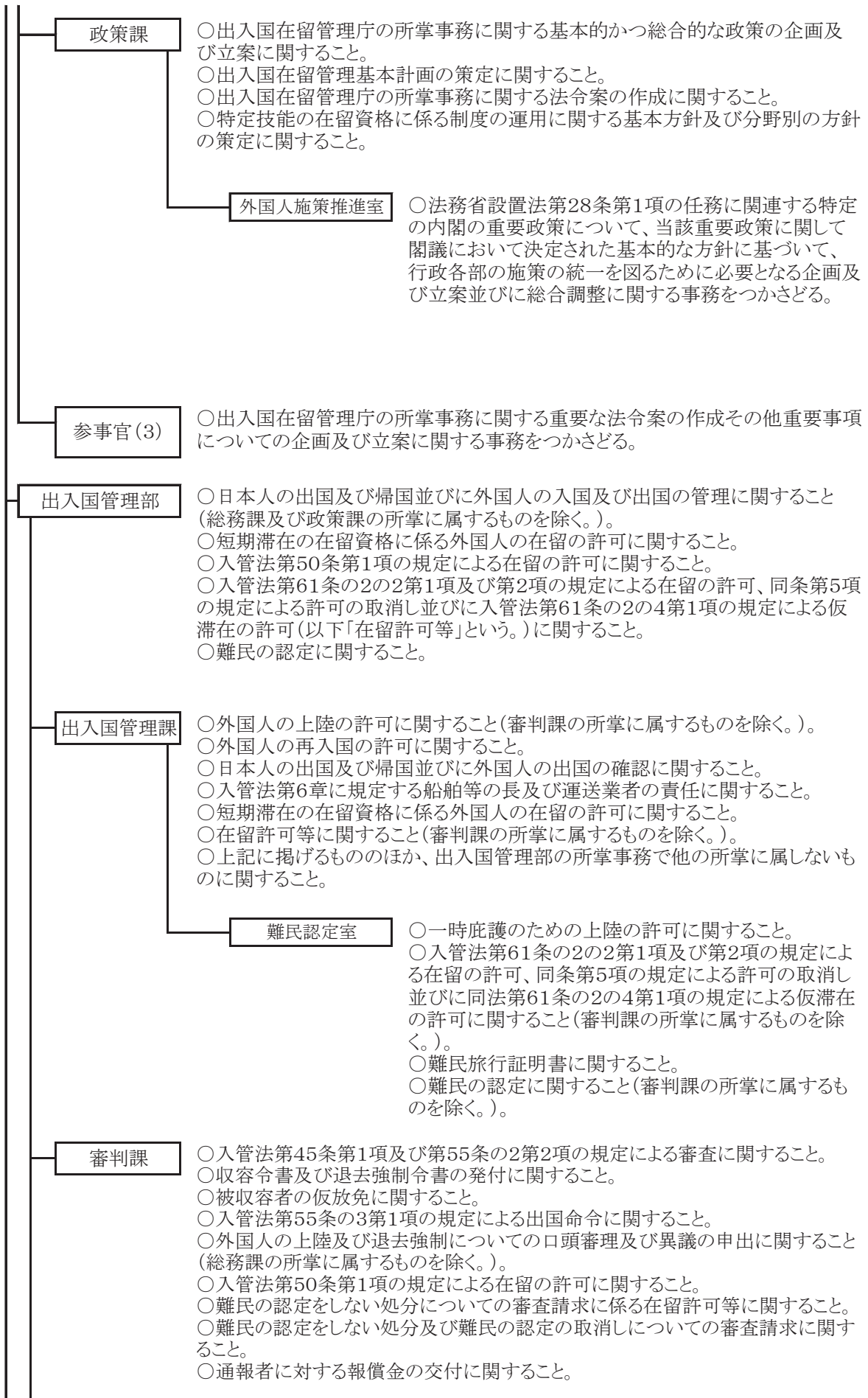
図表93 出入国在留管理庁組織表

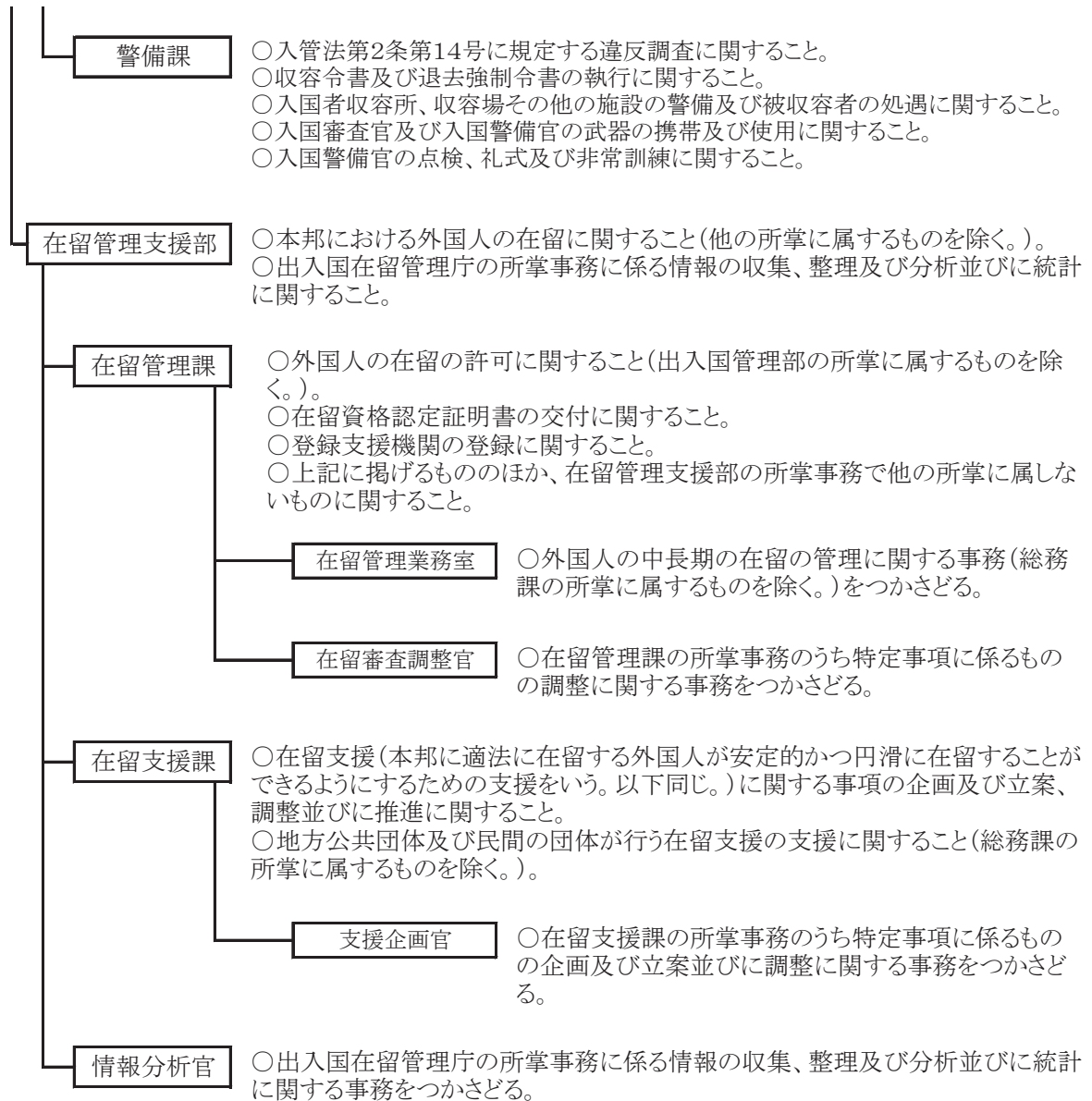
(2023年4月1日現在)



図表94 出入国在留管理庁所管事項







(注) 上記のほか、部付及び課付が配置されている。

2 出入国在留管理官署の組織の見直し

2023年度の主な組織の拡充については以下のとおり。

- デジタル社会の推進による共生社会の実現に向けた企画立案体制の強化を図るための体制整備として、出入国在留管理庁に参事官を増配置
- 避難民を含む在留外国人の受入れ及び支援の促進を図るための体制整備として、出入国在留管理庁に支援企画官を新設
- 難民認定審査体制の強化並びに避難民を含む在留外国人の支援及び受入れ環境調整の促進を図るための体制整備として、東京出入国在留管理局に審査監理官を増配置
- 審査及び在留支援並びに審判体制の強化を図るための体制整備として、仙台出入国在留管理局に審査第二部門を新設
- オンライン審査体制及び入管手続のデジタル完結に向けた体制の強化を図るための体制整備として、東京出入国在留管理局の在留管理情報部門を再編し、オンライン審査部門及び在留調査部門を設置
- 難民認定審査体制の強化を図るための体制整備として、東京出入国在留管理局に難民調査第二部門を新設
- 避難民を含む在留外国人の支援及び受入れ環境調整の促進を図るための体制整備として、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に在留支援部門を新設し、東京出入国在留管理局に統括審査官（相談業務調整担当）を増配置
- 人事給与及び研修体制の強化を図るための体制整備として、大阪出入国在留管理局に職員課を新設
- 警備体制の強化のための体制整備として、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に統括入国警備官を増配置

なお、地方出入国在留管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となったほか、長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより、これら行政のニーズの変化に応えるため、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた（図表95）。

その結果、入国管理事務所から地方入国管理局に組織改編した1981年4月1日当時、全国に103か所設置されていた出張所は2023年4月1日現在で61か所となり、都道府県ごとに最低1か所の地方出入国在留管理官署を設ける一方、1981年当時から約4割を縮減するに至っている。

これらの出張所については、各種許可申請や届出、相談等のために訪れる外国人の利便及び支援を図ることのみならず、不法滞在事案及び偽装滞在事案の情報収集に当たり、警察等地元関係機関との密接な連携が必要であるところ、我が国に中長期間在留する外国人を受け入れる地方公共団体又は関係機関との連携といった観点も踏まえ、今後とも、出入国審査、在留審査、在留支援及び入管法違反者に係る情報収集等の円滑かつ適正な業務処理が可能となるよう、より総合的な体制が整った出張所の形態を目指し、合理的かつ効率的な組織体制の整備を引き続き図っていく必要がある。

図表95 地方出入国在留管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）

（2023年4月1日現在）

年度	区分	廃止		設置	
		名称	所在地	名称	所在地
2000		尼崎港出張所	尼崎市	佐賀出張所	佐賀市
		呉港出張所	呉市		
		唐津港出張所	唐津市		
		伊万里港出張所	伊万里市		
2001		横須賀港出張所	横須賀市	静岡出張所	静岡市
		鹿児島空港出張所	始良郡溝辺町		
		清水港出張所	清水市		
		田子の浦港出張所	富士市		
2002		岩国港出張所	岩国市	甲府出張所	甲府市
		八代港出張所	八代市		
		日立港出張所	日立市		
		鹿島港出張所	鹿島郡神栖町		
2003		東京港出張所	江東区	新宿出張所	新宿区
		渋谷出張所	渋谷区		
		室蘭港出張所	室蘭市		
		宮古港出張所	宮古市		
		大船渡港出張所	大船渡市		
		石巻港出張所	石巻市		
		佐世保港出張所	佐世保市		
		那覇港出張所	那覇市		
2004		青森港出張所	青森市	青森出張所	青森市
		八戸港出張所	八戸市		
		横浜港出張所	横浜市		
		名古屋港出張所	名古屋市		
		名古屋空港出張所	西春日井郡豊山町		
		堺港出張所	堺市		
		神戸港出張所	神戸市		
		水島港出張所	倉敷市		
		志布志出張所	曾於郡志布志町		
2005		直江津港出張所	上越市		
2007		大阪港出張所	大阪市	東部出張所	江戸川区
		天王寺出張所	大阪市		
2010		羽田空港出張所	大田区		
2014		小樽港出張所	小樽市	旭川出張所	旭川市
2022		東部出張所	江戸川区	松戸出張所	松戸市

第2節 職員

1 出入国在留管理庁職員

入国者収容所及び地方出入国在留管理局には、出入国在留管理業務に従事する職員として、入国審査官及び入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸手続における審査及び口頭審理、②在留諸申請の審査、事実の調査及び特定技能所属機関に関する立入検査等、③退去強制手続における審査及び口頭審理、収容令書及び退去強制令書の発付並びに仮放免事務、④難民認定に係る調査等、⑤外国人の受入れ環境整備に関する事務を行っている。

入国警備官は、①不法入国者や不法残留者等の不法滞在に関する違反事件の調査、②収容令書の執行による容疑者の収容、護送及び収容施設の警備、③退去強制令書の執行による退去強制を受ける者の送還、④事実の調査及び特定技能所属機関に関する立入検査等を行っている。

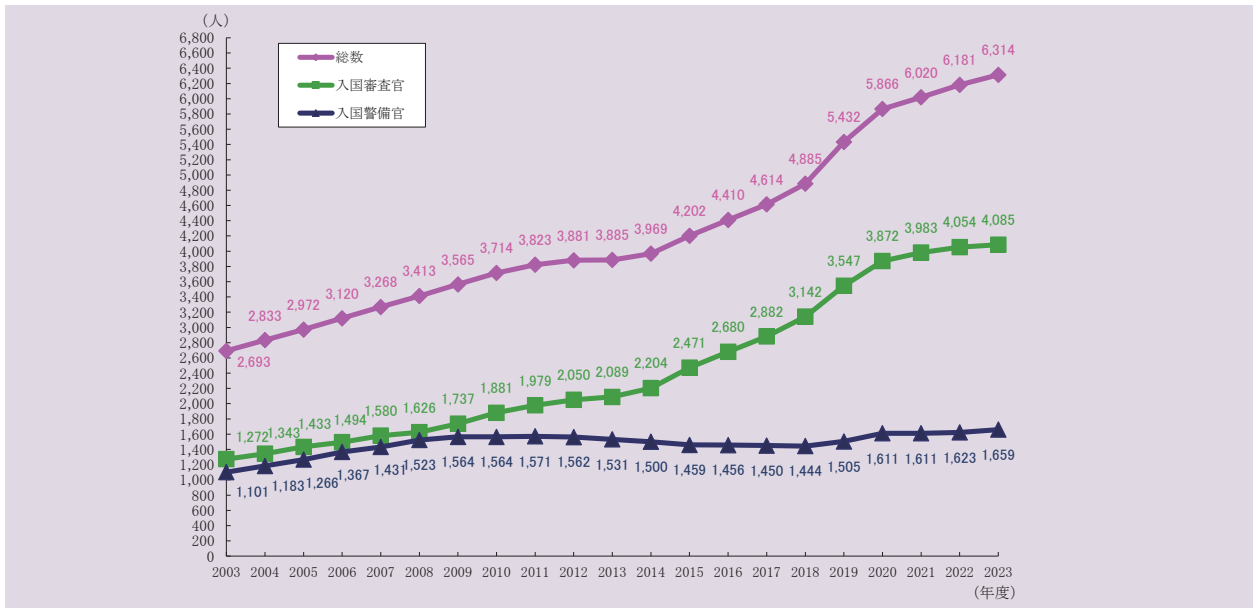
「国家公務員法」においては「警察職員」の規定が適用されており、危険な業務に従事することも多いことから、「一般職の職員の給与に関する法律」において公安職職員となっており、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令系統を明らかにするため、7つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国在留管理業務の専門家としての業務を行うことから、「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

2 増員

出入国在留管理庁関係の職員数は、2023年度は6,314人で、5年前の2018年度の4,885人と比べ約29%、1,429人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、観光立国の推進とテロ行為・不法入国防止のための入国審査の円滑化と厳格化の両立、巧妙化する偽変造文書への対策、入国後の外国人に係る在留管理・在留支援の強化、外国人犯罪の温床とも指摘されている不法滞在者の摘発強化と確実な送還、正規滞在者を装う偽装滞在者への対策、更には難民認定申請案件のより一層の適正かつ迅速な審査など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し、国民の行政ニーズに応じていくためには、必要な人的体制を整備していくことが望まれる（図表96）。

図表96 出入国在留管理官署職員定員の推移



(人)

年度	区分 本省事務官	地方入国管理官署					総数
		事務官	審査官	警備官	その他	小計	
1985	169	155	703	658	55	1,571	1,740
1995	163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
2000	157	164	1,196	998	26	2,384	2,541
2003	152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693
2004	142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833
2005	131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972
2006	129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120
2007	128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268
2008	127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413
2009	126	130	1,737	1,564	8	3,439	3,565
2010	126	135	1,881	1,564	8	3,588	3,714
2011	126	139	1,979	1,571	8	3,697	3,823
2012	126	135	2,050	1,562	8	3,755	3,881
2013	126	131	2,089	1,531	8	3,759	3,885
2014	126	131	2,204	1,500	8	3,843	3,969
2015	140	124	2,471	1,459	8	4,062	4,202
2016	140	126	2,680	1,456	8	4,270	4,410
2017	140	134	2,882	1,450	8	4,474	4,614
2018	139	152	3,142	1,444	8	4,746	4,885

※ 2018年度以前の本省事務官については、官房審議官を含んでいない。

年度	区分 本庁 事務官	出入国在留管理庁					総数
		事務官	審査官	警備官	その他	小計	
2019	211	161	3,547	1,505	8	5,221	5,432
2020	211	164	3,872	1,611	8	5,655	5,866
2021	251	164	3,983	1,611	11	5,769	6,020
2022	291	188	4,054	1,623	25	5,890	6,181
2023	348	197	4,085	1,659	25	5,966	6,314

2015年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015において、「訪日外国人旅行者『2,000万人時代』への万全の備えを速やかに進め、その早期実現を目指す」とされ、査証緩和措置など観光立国の実現に向けた政府による様々な取組が推進された結果、2015年の外国人入国者数は約1,969万人にまで急増したところ、2016年3月に決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）においては、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年には6,000万人とする新たな目標が掲げられ、その後、2023年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により大幅に減少した訪日外国人旅行者数を2025年までに2019年水準超えとすることが新たに目標として掲げられた。

また、2019年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、新たな在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」による外国人材を円滑かつ適正に受け入れるため、また、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる共生社会を実現するため、外国人材の受入れとその環境整備について、着実に取組を進めるとされている。

そのような状況の中、2022年度においては、出入国審査業務の充実強化として55人、外国人材受入れに伴う在留管理・支援体制の充実強化として120人など、合計で285人の増員措置等が認められた。2023年度においては、出入国審査業務の充実強化として27人、外国人材受入れに伴う在留管理・支援体制の充実強化として156人など、合計で269人の増員措置が認められた。一方で、2014年7月に閣議決定された「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づき、政府の一員として、行政の業務改革の取組を推進し、定員合理化に努めている。

3 研修

出入国在留管理庁職員に対する研修については、従来、法務省の研究・研修機関である法務総合研究所（以下「法総研」という。）によって実施されてきた。しかし、出入国在留管理庁の発足後、所管業務の範囲が拡大したことにより、新たな研修科目を加える必要が生じ、また、刻一刻と変化する社会情勢に応じた当庁独自の研修を実施できるよう、2021年4月1日付けで研修機能を法総研から当庁に移行させることとなった。

出入国在留管理庁においては、法総研の下で実施されていた職員の各階層に応じた体系的な研修に、新たに在留支援に関する研修を加えるなど研修の充実を図っている。また、体系的な研修のほかにも、職員の専門知識を向上させることを目的に、当庁職員による講義のみならず外部の専門家を講師に招くなどして、入国・在留審査事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、指紋鑑識研修、人権関係やメンタルヘルス関係の研修等、各種の研修を実施している。さらに、出入国在留管理庁の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図るなど、出入国在留管理に関する実務に精通した職員の育成に努めている。

このほか、出入国在留管理庁では、当庁職員だけではなく地方公共団体職員向けに、外国人共生施策に関する研修を実施している。



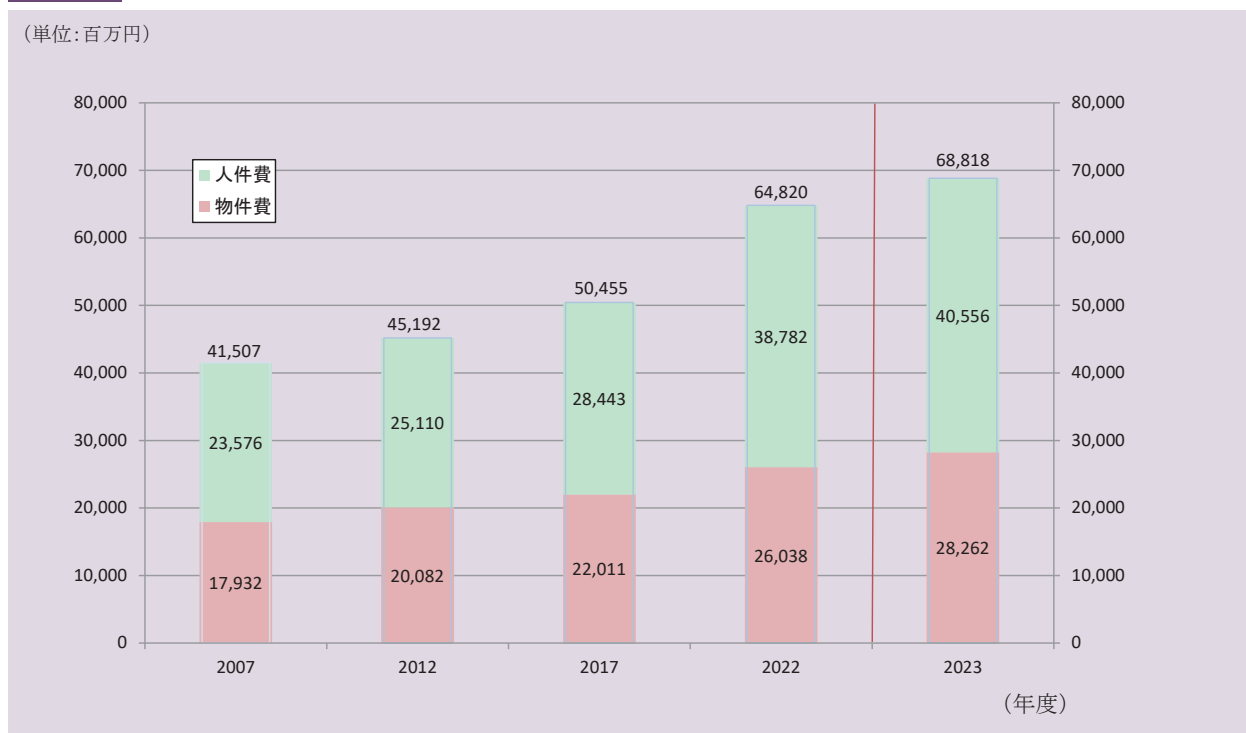
研修風景

第12章 予算等

第1節 予算

出入国在留管理行政の予算の推移は、図表97のとおりであり、近年の厳しい行財政事情の中、2023年度予算は、出入国在留管理庁が推進する各種施策の実施に必要な経費が計上されている。出入国在留管理庁では、引き続き効率的な予算執行に努め、行政コストの縮減を図ることとしている（図表97）。

図表97 予算額の推移



(注1) 予算額は当初予算額である。

(注2) 百万円単位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

(注3) 国際観光旅客税充当事業（2022年度：2,905百万円、2023年度：3,648百万円）を含む。

(注4) 政府情報システム経費（デジタル庁一括計上分 2022年度：10,301百万円、2023年度：10,540百万円）を含む。

第2節 施設

2023年3月末現在で全国に8か所ある地方出入国在留管理局は、法務単独庁舎（東京、名古屋、大阪）、法務総合庁舎（仙台、広島、高松、福岡）及び行政合同庁舎（札幌）にそれぞれ入居している。また、支局及び出張所は、法務単独庁舎（横浜）、法務総合庁舎、港湾合同庁舎、行政合同庁舎、空港ターミナルビルのほか、民間又は公有の施設に入居している。

さらに、全国に2か所ある入国者収容所は、法務単独庁舎（大村及び東日本）として整備している。